

V 水生生物による水質調査結果

1 調査の概要	617
2 調査結果	618

結果のとりまとめに用いた略号等の内容は以下のとおりです。

- 河川区分 : 「0」 不明
 「1」 1級河川
 「2」 2級河川
 「3」 準用河川
 「4」 普通河川
 「5」 用水路
- 天候 : 「F」 晴れ
 「C」 曇
 「R」 雨
- 生物を採取した場所 : 「a」 川を中心
 「b」 上流から見て右岸
 「c」 上流から見て左岸
 「U」 不明
- 流速 : 「F」 速い (60 cm/秒以上)
 「M」 普通 (30~60 cm/秒)
 「S」 遅い (30 cm/秒以下)
 「U」 不明
- 川底の状態 : 「a」 頭大の石が多い
 「b」 こぶし大の石が多い
 「c」 小石と砂
 「d」 砂と泥
 「e」 泥
 「f」 コンクリート
 「g」 コケ
 「h」 その他
 「U」 不明
- 水のごり : 「1」 透明またはきれい
 「2」 少しにごっている
 「3」 大変にごっている
 「9」 不明
- 水におい : 「1」 においは感じられない
 「2」 においは感じられる
 (ドブ、石油、薬のような不快感のあるにおい)
- 指標生物の出現状況 : 「○」 出現した指標生物の種類
 「●」 出現した指標生物のうち最も多かった種類
- 水質階級の判定 : 「I」 きれいな水
 「II」 少し汚れた水
 「III」 汚れた水
 「IV」 大変汚れた水
 「※」 その他

1 調査の概要

(1) 調査の目的

カゲロウ、サワガニ等河川にすむ水生生物を指標とした水質の調査は、誰でも調査に参加でき、その結果が水質の長期的・複合的な影響を考えるのに役立つという特徴も持っています。

京都府では、身近な河川の水質を知ってもらい、きれいな河川の重要性について考えてもらうことを目的として、昭和59年度からこの調査を実施しています。

(2) 参加団体数

保健所等を通じて募集を行ったところ、20年度は小学校14団体、中学校6団体、高等学校6団体、その他26団体の計49団体、延べ1,786人の参加がありました。

(3) 調査期間

6月～9月にかけて実施されました。

(4) 調査方法

環境省水・大気環境局・国土交通省河川局編「川の生きものを調べよう－水生生物による水質判定」による方法

2 調査結果

(1) 調査団体と参加者数

1. 調査団体			2. 参加者数
番号	団体名	調査団体番号	
1	京都市立新洞小学校	s260162	10人
2	京丹後市立佐濃小学校（佐野甲区中山間集落協定管理体制）	s260145	14人
3	亀岡市立曾我部小学校	s260071	29人
4	宇治市立北小倉小学校	s260169	48人
5	大山崎町立大山崎小学校	s260134	87人
6	宇治市立笠取第二小学校	s260034	14人
7	京都市立小栗栖小学校	s260167	10人
8	舞鶴市立新舞鶴小学校	s260165	18人
9	京都府向日市立向陽小学校	s260033	207人
10	京都市立市原野小学校	s260168	114人
11	長岡京市立長岡第四小学校	s260081	66人
12	葛野小学校（4年生）	s260166	35人
13	亀岡市立保津小学校	s260097	15人
14	京都市立養徳小学校	s260127	79人
15	宮津市立養老中学校	s260172	6人
16	京都市立高雄中学校	s260121	8人
17	同志社中学サイエンス部	s260099	68人
18	亀岡市立亀岡中学校科学部	s260170	6人
19	京丹後市立宇川中学校	s260176	13人
20	京都教育大学附属桃山中学校科学部	s260101	60人
21	京都府立南陽高等学校	s260136	4人
22	京都西山高等学校	s260025	43人
23	京都府立菟道高等学校科学部	s260045	4人
24	京都府立洛北高等学校サイエンス部	s260177	5人
25	京都府立北嵯峨高校生物部（梅津まちづくり委員会）	s260022	43人
26	聖母学院中学高等学校理科部生物班	s260026	40人
27	わくわくチャレンジクラブ	s260102	37人
28	木津川市こどもエコクラブ	s260017	20人
29	峰山・長岡緑の少年団こどもエコクラブ	s260037	39人
30	西京極児童館自然探検隊2004	s260105	7人
31	白川源流と疎水を美しくする会	s260080	62人
32	くろべ水土里の会	s260142	56人
33	京丹後市竹野川流域環境づくりフォーラム	s260159	23人
34	長岡京市環境の都づくり会議	s260093	30人
35	吉田西緑美会	s260156	48人
36	上高野の自然と文化を学ぶ同史会	s260116	18人
37	上林川を美しくする会	s260061	68人
38	たんご・やさか探検隊	s260163	150人
39	京都府建設交通部河川課	s260107	65人
40	NPO法人レインボー協会	s260111	27人
41	舞鶴市生活環境課「水辺教室」	s260035	54人
42	出町ホテルの会	s260160	14人
43	岩倉川調査隊	s260175	4人
44	個人参加1	-	5人
45	個人参加2	-	3人
46	個人参加3	-	1人
47	個人参加4	-	3人
48	個人参加5	-	3人
49	個人参加6	-	3人
49団体			1,786人

(注) 参加者数は延べ数である。

(3) 調査結果集計表

番号	環境省地点番号	調査地点名				調査団体番号	環境省調査団体番号	調査地点の概要																指標生物の出現状況																														水質階級の判定	昨年度の水質階級の判定	昨年度の調査地点番号
																								I										II										III					IV							
																								1 アマミカ	2 ウズムシ	3 カワガラ	4 サワガニ	5 ナガレトビケラ	6 ヒラタカゲロウ	7 ブユ	8 ヘビトンボ	9 ヤマトビケラ	10 イシマキガイ	11 オオシマトビケラ	12 カワニナ	13 ゲンジボタル	14 コオニヤンマ	15 コガシマトビケラ	16 スジエビ	17 ヒラタドROMシ	18 ヤマトシジミ	19 イソコツブムシ	20 タイコウチ	21 タニシ	22 ニホンドロソコエビ	23 ヒル	24 ミズカマキリ	25 ミズムシ	26 アメリカザリガニ	27 エラミミズ	28 サカマキガイ	29 セスジユスリカ	30 チョウバエ			
年	時	天	水	川	生物を採取した場所	生物採取の水深	流速	川底の状態	水のおい	水のにごり																																														
65	82600067	千石橋上流	135.79	35.06	岩倉川	不明	36	s260116	7.05	11	晴れ	不明	10	a	30	S	c	1	1																				II	一	一															
66	82600068	大手橋 (八津合町)	135.40	35.36	上林川	不明	37	s260061	9.09	14	晴れ	22	5	c	20	S	c	1	1																				II	II	72600003															
67	82600069	有安橋付近	135.45	35.38	上林川	不明	37	s260061	10.07	10	晴れ	17	2	a	45	S	b	1	1		●	○	●	●		○	○												I	I	72600063															
68	82600070	故壱岡町岩村 付近	135.49	35.40	吉和木川	不明	37	s260061	10.21	14	晴れ	16	不明	ab	U	S	b	1	1		●	○	○	●		○													I	I	72600064															
69	82600071	加茂大橋下	135.77	35.03	鴨川	1級河川	26	s260026	8.04	10	曇り	17	40	a	20	M	bg	1	1		○		●	●		○												I	II	72600034																
70	82600072	出町橋下	135.77	35.03	鴨川	不明	26	s260026	8.04	10	曇り	20	15	b	15	M	bg	1	2		●	○			○													I	I	72600035																
71	82600073	河合橋下	135.77	35.03	高野川	不明	26	s260026	8.04	10	曇り	17	17	b	30	S	bc	1	1		○				●													II	II	72600036																
72	82600074	八瀬吊り橋下	135.81	35.06	高野川	1級河川	26	s260026	8.04	12	曇り	15	7	c	10	M	ab	1	1		○		●															I	I	72600037																
73	82600075	高野橋下流	135.78	35.04	高野川	不明	14	s260127	7.05	10	曇り	25	30	a	30	M	c	1	1		○			●	●	●													II	II	72600020															
74	82600076	浄土小橋付近	135.79	35.03	高野川	不明	14	s260127	8.01	10	晴れ	28	4	a	20	M	c	1	1						●	●														II	II	72600013														
75	82600077	出町柳付近	135.77	35.03	高野川	不明	14	s260127	9.06	10	晴れ	26	40	a	30	M	c	1	1						●	●													II	一	一															
76	82600078	河合橋付近	135.77	35.03	高野川	不明	20	s260101	7.24	9	晴れ	24	10	abc	15	U	b	1	1					●		○													II	II	72600093															
77	82600079	出町橋下流	135.77	35.03	加茂川	不明	20	s260101	7.24	10	晴れ	25	15	U	20	U	b	2	1		○					○													II	II	72600094															
78	82600080	出町柳(加茂大橋上流、合流地点)	135.77	35.03	鴨川	不明	20	s260101	7.24	11	晴れ	27	22	U	25	U	b	1	2		○			○		○													II	II	72600095															
79	82600081	京都市上京区荒神橋付近	135.77	35.02	鴨川	不明	20	s260101	7.24	12	晴れ	28	10	U	55	U	b	1	1					○				○											II	II	72600098															
80	82600082	八瀬高野川	135.81	35.06	高野川	不明	20	s260101	7.30	10	曇り	21	10	U	35	S	ab	1	1		○	○	●	○				○											I	一	一															
81	82600083	八瀬高野川下流	135.81	35.06	高野川	不明	20	s260101	7.30	12	晴れ	20	5	U	23	F	b	1	1		○	○	○	●	○														I	一	一															

VI 参考資料

1 京都府内における河川及び海域の概要	623
(1) 河川の概要	623
(2) 海域の概要	623
(3) 水域統一番号・地点統一番号	624
2 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要（抜粋）	632

1 京都府内における河川及び海域の概要

(1) 河川の概要

ア 京都府内河川集計表

平成21年11月1日現在

区分	水系	河川数	延長 (m)	指定区間 (知事)		指定区間外 (知事)	
				河川数	延長 (m)	河川数	延長 (m)
一級河川	淀川水系	179	922,056	161	783,678	24	138,378
	由良川水系	125	714,141	123	657,741	2	56,400
	小計	304	1,636,197	285	1,441,419	26	194,778
二級河川	36水系	89	409,101	89	409,101	0	—
合計		393	2,045,298	375	1,850,520	26	194,778

(「京都府河川調書」による)

(2) 海域の概要

ア 海岸概況

平成19年度末現在

	海岸総延長 (km)	海岸保全区域指定延長 (km)	海岸保全区域要指定延長 (km)
京都府	315	107	5
全国	35,711	14,623	966

「平成20年度版 海岸統計」(国土交通省河川局)による

(3) 水域統一番号及び地点統一番号

昭和54年3月14日付け事務連絡（環境庁水質規制課）に基づき、京都府は54年度に水域統一番号及び地点統一番号を定めた。

今後、追加される測定地点についてはその都度地点統一番号を設定することとする。

なお、平成14年11月現在の水域統一番号は以下のとおりである。

水域統一番号・地点統一番号設定の基本的な考え方

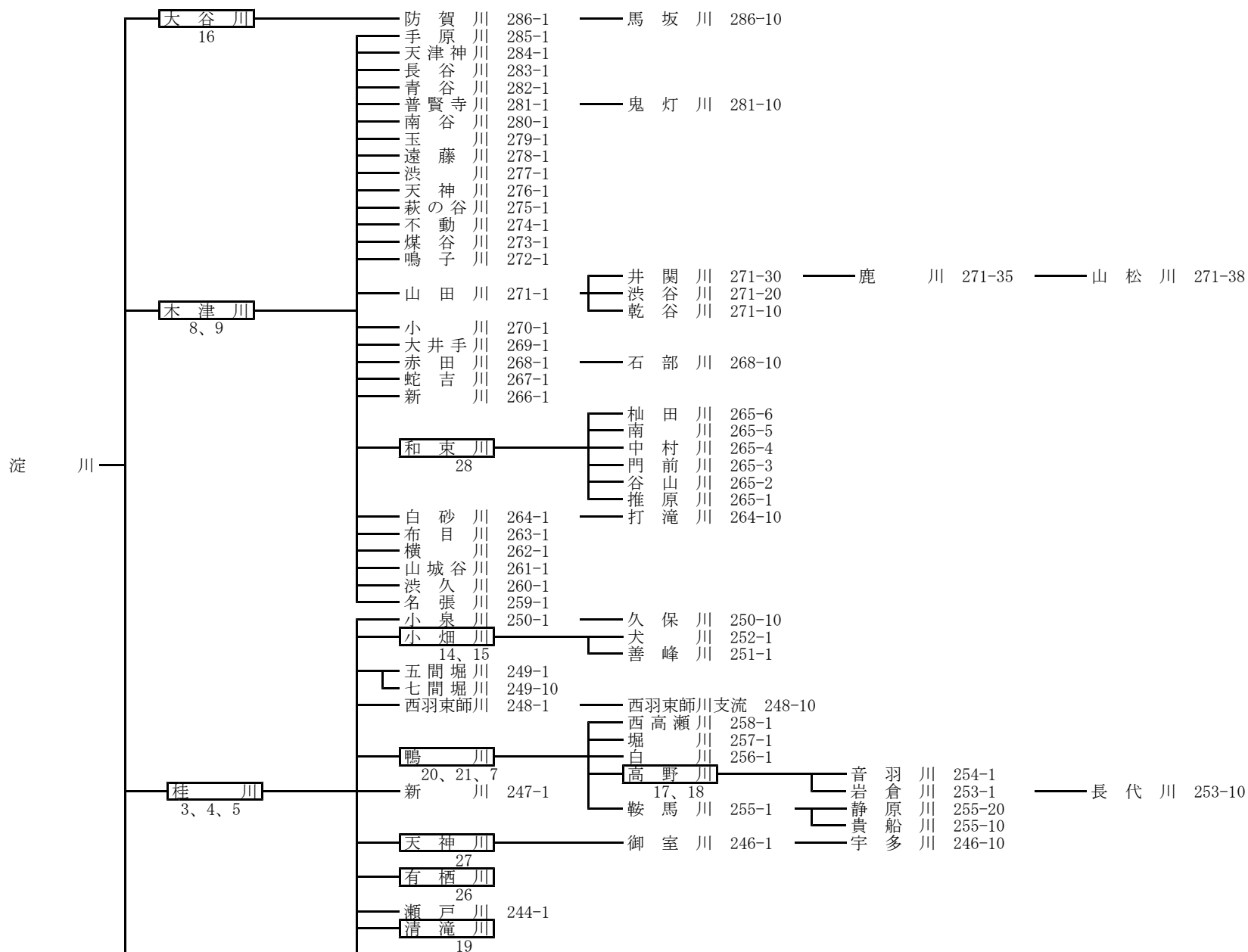
水 域 統 一 番 号						
環 境 省		京 都 府		河 区	環	
番 号	区 分	番 号	区 分	川 分	番 号	
1～200	類型指定河川	1～200	類型指定河川	類型指定河川	1～50	
201～400	類型指定外河川	201～295	淀川水系の河川 た だ し 201……琵琶湖 202～295……宇治川 207……淀川 208～209……神崎川		類型指定河川	51～99
			296～343	由良川水系の河川		類型指定外河川
			344～400	北部河川		
401～500	類型指定外湖沼	401	離 湖	類型指定外河川	1～99	
501～600	類型指定湖沼	該 当 な し				
601～700	類型指定海域	601	舞 鶴 湾 (1)	類型指定外河川	1～99	
		602	舞 鶴 湾 (2)			
		603	宮 津 湾			
		604	阿 蘇 海			
		605	若 狭 湾			
		606	山 陰 海 岸			
607	久 美 浜 湾					
701～999	類型指定外海域	該 当 な し				

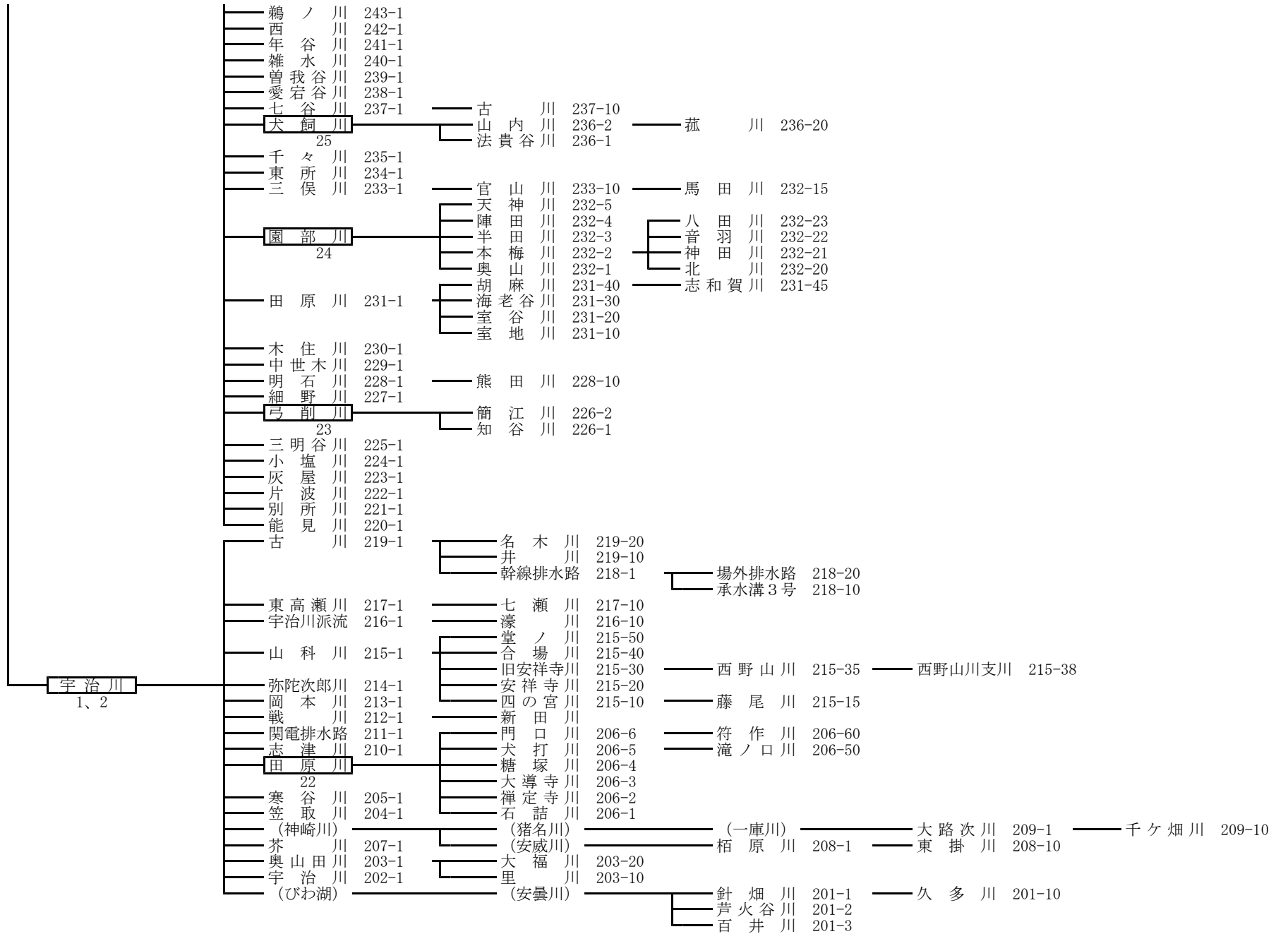
(注) (地点統一番号) = (水域統一番号) + (地点の番号)

地点の番号			
境 省	京 都		府
	番号		備 考
環境基準地点	1～50	環境基準地点	地点の番号の取り方は 上流から下流へ
補足地点	51～99	補足地点	
	1～9	類型指定河川の一次支川 類型指定河川以外の河川	地点の番号の取り方は 下流から上流へ
	10～14	類型指定河川の二次支川	
	20～24 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の一次支川 90～14	
	15～17	類型指定河川の三次支川	
	25～27 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の二次支川 95～97	
	18～19	類型指定河川の四次支川	
	28～29 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の三次支川 98～99	

海域・河川水系表及び水域統一番号・地点統一番号

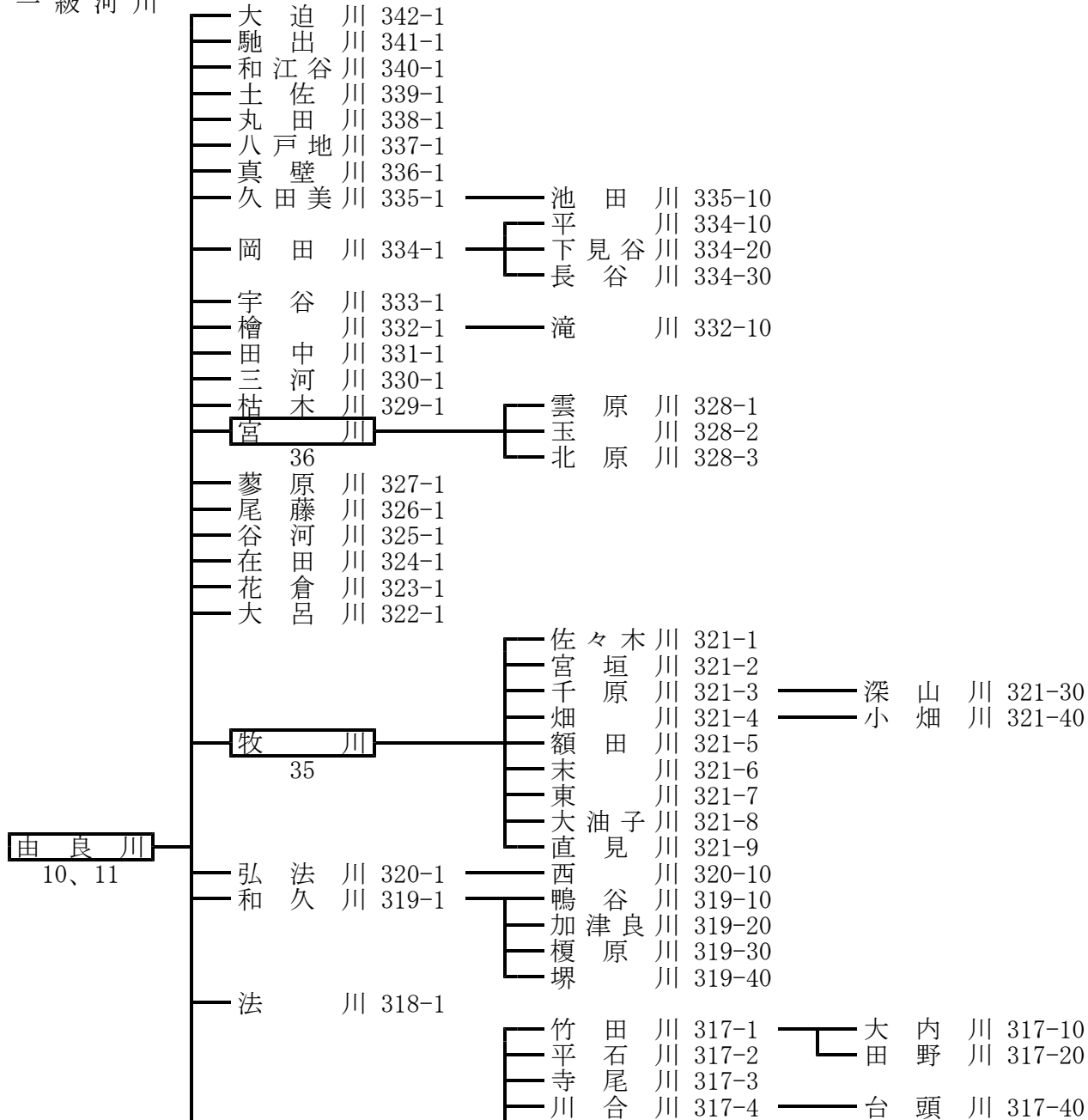
① 淀川水系

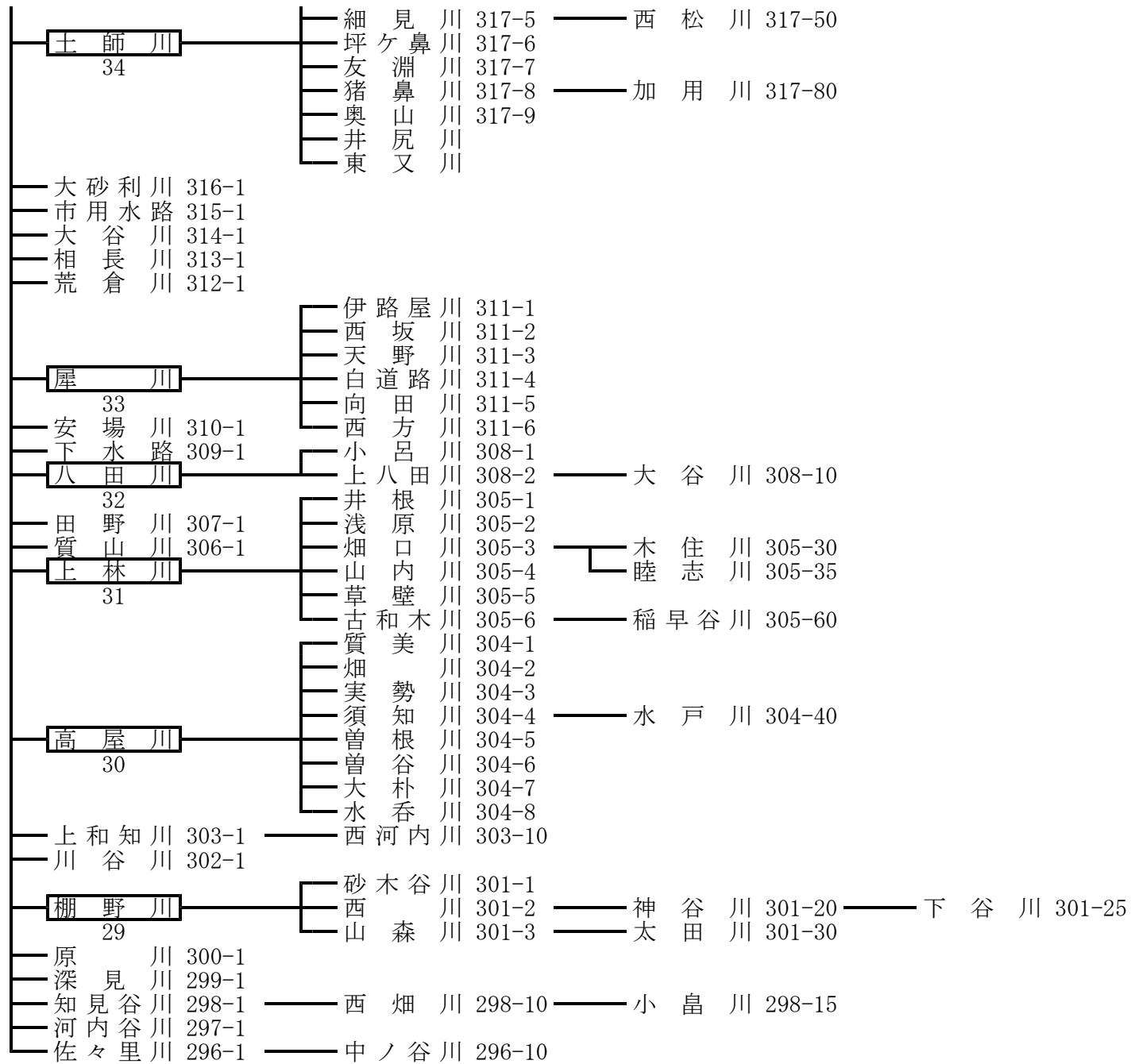




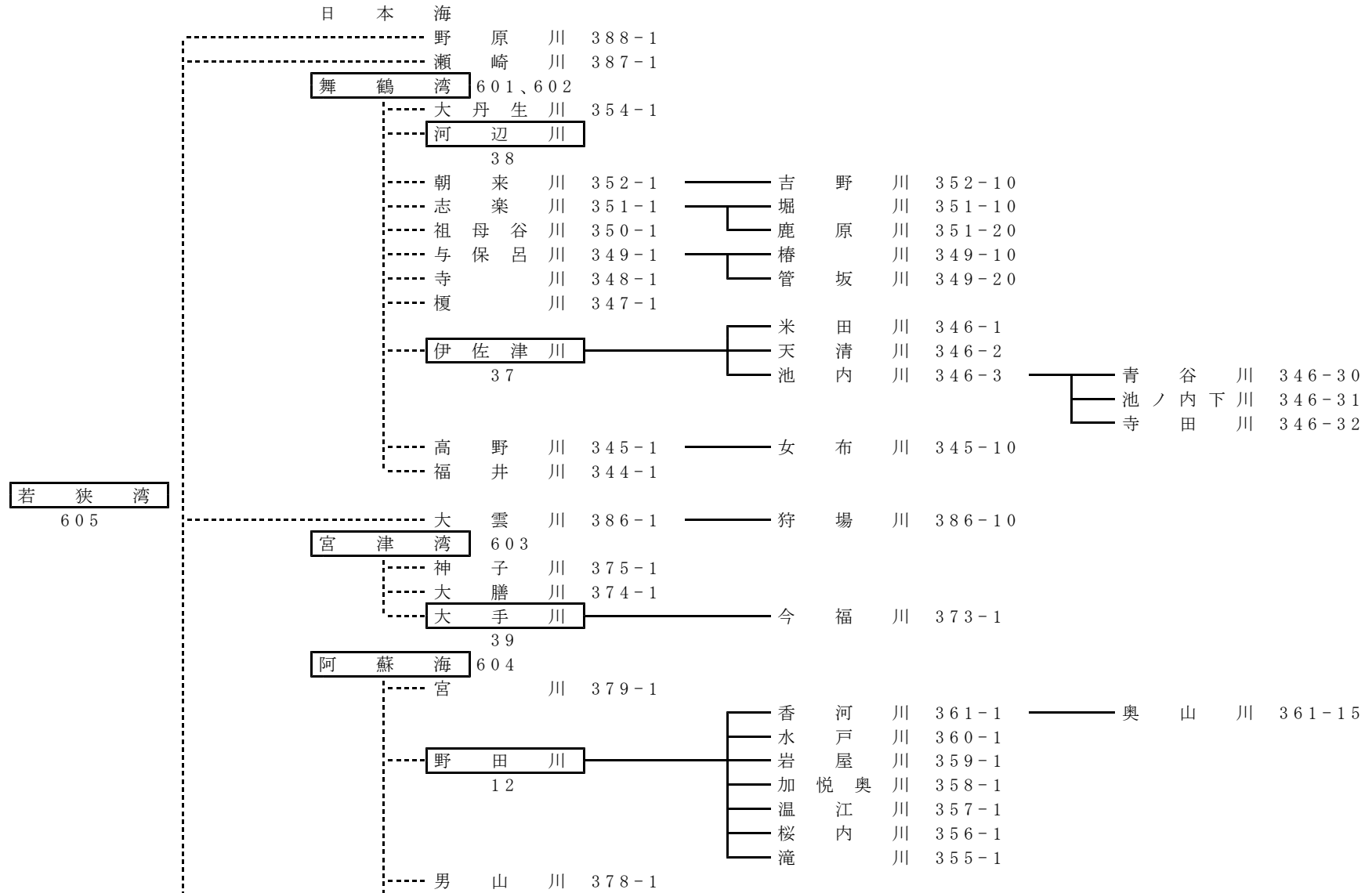
② 由良川水系

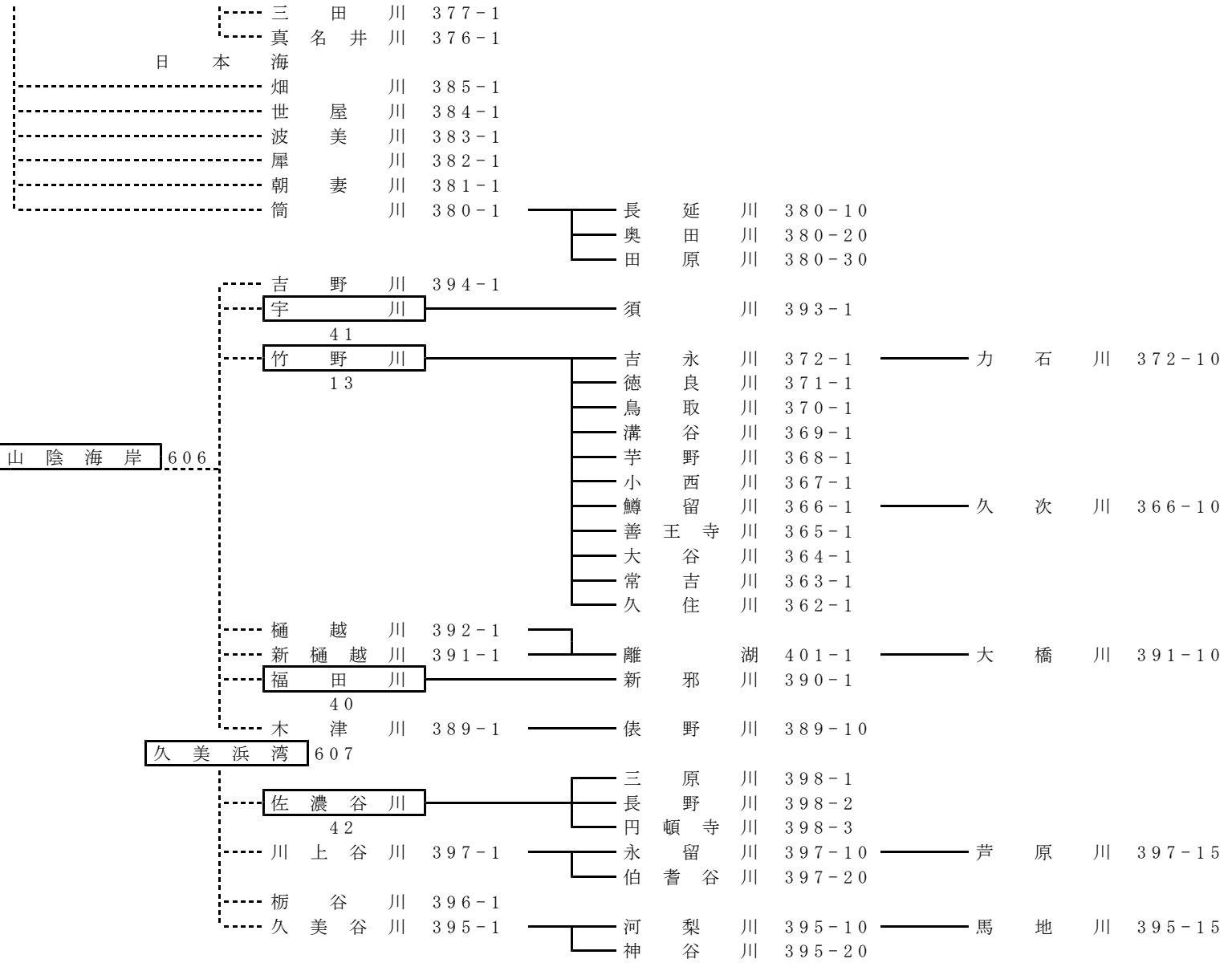
一級河川





③ 北部河川及び海域





2 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要(抜粋)

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1(略)のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、原則として、概況調査により新たに汚染が発覚された地域において実施する汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2(略)のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ロ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査（定期モニタリング調査）及び同調査の一環として環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する汚染範囲確認調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内61河川106地点、6海域19地点の合計125地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1(略)のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査64地点、定期モニタリング調査98地点（定期モニタリング調査において3年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染範囲確認調査20地点を含む。）の合計162地点において実施します。

これらの地点は別表2(略)のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

平成20年4月から同21年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ロ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水

深10m未満の場合は、底から1~2m上部)を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1(略)に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2(略)に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1(略)のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)又は『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)及び『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1(略)及び別表2(略)のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元（井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高）についても、可能な限り調査するものとします。

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1)	同 左
	BOD	規格32.1及び 告示第59号に基づく方法 (規格21)	—
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同 左
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(付表8)	—
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同 左
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同 左
	n-ヘキサン抽出物質	規格24.2、24.4、 上水試験方法VI-4 28.2又は 告示第59号に基づく方法(付表10)	同 左
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	同 左
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同 左
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は付表9)	同 左
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同 左
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同 左
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同 左
	六価クロム	告示第59号に準じる方法 (規格65.2)	同 左
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3、17.5及び 告示第59号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)	同 左
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(付表1)	同 左
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(付表2)	同 左
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(付表3)	同 左
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
健康項目	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)	同 左
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左

区分	項目	河川	海域	
		分析方 法	分析方 法	
健	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左	
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左	
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左	
	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)	同 左	
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 告示第59号に基づく方法 (付表4)	同 左	
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左	
	セレン	上水試験方法 VI-3 18.5又は 告示第59号に準じる方法 (規格67.2又は67.3)	同 左	
	硝酸性窒素	河川水質試験方法(案) 53.4 標準法3、 上水試験方法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)	同 左	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左	
	康	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	—
ほう素		上水試験方法VI-3 4.2及び 告示第59号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は付表7)	—	
項		クロロホルム	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
		1,2-ジクロロプロパン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
		p-ジクロロベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	イソキサチオン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—	
目	ダイアジノン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—	

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要	フェニトロチオン (MEP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イソプロチオラン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	オキシ銅	環境庁通知に基づく方法 (付表2)	—
	クロロタロニル (TPN)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	プロピザミド	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
監	EPN	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	ジクロロボス (DDVP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	フェノブカルブ (BPMC)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イプロベンホス (IBP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	クロルニトロフェン (CNP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
視	トルエン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	キシレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	上水試験方法VI-4 14.3及び 環境庁通知に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	ニッケル	上水試験方法 VI-3 14.5、 規格59.2又は 環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—
	モリブデン	上水試験方法 VI-3 19.4又は 環境庁通知に準じる方法 (規格68.2又は付表4若しくは付表5)	—
目	アンチモン	上水試験方法 VI-3 23.5、 環境庁通知に準じる方法又は (規格62.2又は付表6) 環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要 監 視 項 目	塩化ビニルモノマー	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表1)	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表2)	—
	1,4-ジオキサン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	全マンガン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	ウラン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表4の第1又は第2)	—
	フェノール	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表1)	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表2)	—
特 殊 項 目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	—
	鉄	河川水質試験方法(案)31 参考法2又は 告示第64号に基づく方法 (規格57.2、57.3又は57.4)	—
	マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	河川水質試験方法(案)53.2 標準法3又は 規格42に準じる方法	同 左
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	—
	濁度	上水試験方法IV-1 3.2.4に基づく方法	同 左
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左
	C1イオン	河川水質試験方法(案)45 参考法2又は JIS K0101の32に基づく方法	同 左
	クロロフィルa	上水試験方法VI-4 20.2又は27.2に準じる方法	海洋環境調査法9.2.4に定める方法
一 般 項 目	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	—
	気温	規格7.1に基づく方法	同 左
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左
	外観	規格8に準じる方法	同 左
	臭気	規格10に準じる方法	同 左
	透視度	規格9に基づく方法	同 左
	透明度	河川水質試験方法(案)1.2	海洋観測指針による方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。
5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。
6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
7: 「環境省通知(イ)」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
8: 「環境省通知(ロ)」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
9: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環境水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。
10: 河川水質試験方法(案)とは、全国の一般河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省監修のもと、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。(1997)
11: 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地下水

区分	項目	分析 方 法
環 境	カドミウム	告示第10号に基づく方法 (規格55)
	全シアン	告示第10号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)
	鉛	告示第10号に基づく方法 (規格54)
	六価クロム	告示第10号に準じる方法 (規格65.2)
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3及び 告示第10号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)
	総水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表1)
	アルキル水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表2)
	PCB	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表3)
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
基	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
準	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
項	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表4)
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表5の第1又は第2)
目	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表5の第1又は第2)

区分	項目	分析方 法
環境基準項目	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	セレン	告示第10号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)
	硝酸性窒素	上水試験方法VI-2 12.3及び告示第10号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)
	亜硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法 (規格43.1)
	ふっ素	告示第10号に基づく方法 (規格34.1又は告示第59号の付表6)
	ほう素	上水試験方法 VI-3 4.2及び告示第10号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は告示第59号の付表7)
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)
	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)
	アンチモン	環境省通知に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)
その他	pH	規格12.1に基づく方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。
5: 「環境省通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。

別表4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁まで	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1以下～10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下～8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下～100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上～7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下～ 5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下～1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下～ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下～ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr6+)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未 満
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	オキシシン銅	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	ジクロルボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,4-ジオキサソ	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01
	ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	フェノール	0.01以下~2以下	0.001	2	3	<0.001
ホルムアルデヒド	0.03以下~1以下	0.003	2	3	<0.003	
特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1
トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004	

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

注) 1 単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l)
上記及びpH以外は (mg/l) である。

2 要監視項目については指針値

3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分 \ 項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	
	—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2桁	3桁まで	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
目	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	アンチモン	—	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	1	—

注) 1 単位 : mg/l

2 要監視項目については指針値

○ 公共用水域水質調査機関

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
安曇川	久多川		川合橋 (201-10)	左京区			○
	芦火谷川		京都府・滋賀県境界点 (201-02)	左京区			○
	百井川		大見川合流後 (201-03)	左京区			○
宇治川	宇治川	A/A	大峰橋 (001-53)	宇治市	○		
			宇治橋 (001-55)	宇治市	○		
			隠元橋 (001-01)	宇治市	○		
		B/A	観月橋 (002-51)	伏見区	○		
			宇治川大橋 (002-52)	伏見区	○		
			淀川御幸橋 (002-01)	八幡市	○		
	関電排水路		観流橋 (211-01)	宇治市		○	
	旧安祥寺川		金ヶ崎橋 (215-30)	山科区			○
	山科川		新金ヶ崎橋 (215-03)	山科区			○
			中野橋 (215-01)	伏見区	○		
	七瀬川		仙石橋 (217-20)	伏見区			○
	東高瀬川		新竹田出橋 (217-02)	伏見区			○
			三栖橋 (217-01)	伏見区	○		
	名木川		新橋 (219-20)	久御山町		○	
	場外排水路		相島橋 (218-20)	久御山町		○	
古川		中橋 (219-01)	久御山町		○		
田原川	田原川	A/D	蛭橋 (022-01)	宇治田原町		○	
桂川	桂川	A/I	八千代橋 (003-54)	右京区			○
			越方橋 (003-56)	南丹市		○	
			大堰橋 (003-57)	南丹市		○	
			保津峡 (003-61)	亀岡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
桂川	桂川	A1	渡月橋 (003-01)	右京区	○		
		B1	西大橋 (004-01)	右京区	○		
		Bα	久世橋 (005-51)	南区	○		
			羽束師橋 (005-52)	伏見区	○		
			宮前橋 (005-01)	伏見区	○		
			三川合流前 (005-53)	大山崎町		○	
	西川		桂川流入前 (242-01)	亀岡市		○	
	御室川		三宝寺川合流後 (246-11)	右京区			○
			太子道橋 (246-10)	右京区			○
	新川		上久世橋 (247-03)	南区			○
	西羽束師川		戌亥橋 (248-02)	向日市		○	
			自動車試験場横 (248-01)	伏見区			○
	七間堀川		桂川流入前 (249-10)	伏見区		○	
	小泉川		新山崎橋 (250-01)	大山崎町		○	
田原川		桂川流入前 (231-01)	南丹市		○		
弓削川	弓削川	A1	寺田橋 (023-01)	右京区			○
園部川	園部川	Aハ	神田橋 (024-01)	南丹市		○	
犬飼川	犬飼川	Bα	並河橋 (025-01)	亀岡市		○	
有栖川	有栖川	Bハ	梅津新橋 (026-01)	右京区			○
天神川	天神川	Bハ	原谷川合流後 (027-52)	右京区			○
			二条裏橋 (027-51)	右京区			○
			西京極橋 (027-02)	右京区			○
清滝川	清滝川	AA1	落合橋 (019-01)	右京区			○
小畑川	小畑川	Cα	中山橋 (014-52)	西京区			○

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
小畑川	小畑川	C口	京都市・長岡京市境界点 (014-01)	西京区			○
			小畑橋 (015-01)	大山崎町		○	
高野川	高野川	AAイ	三宅橋 (017-01)	左京区			○
		Aイ	高野橋 (018-52)	左京区			○
			河合橋 (018-01)	左京区			○
	岩倉川		千石橋 (253-01)	左京区			○
鴨川	鴨川	A口	高橋 (020-52)	北区			○
			北大路橋 (020-54)	左京区			○
			出町橋 (020-01)	左京区			○
		Aイ	三条大橋 (021-01)	東山区			○
			勸進橋 (021-52)	伏見区			○
		Bハ	鳥羽大橋 (007-51)	南区			○
	京川橋 (007-01)		伏見区			○	
	白川		下河原橋 (256-01)	左京区			○
	西高瀬川		天神橋 (258-01)	南区			○
木津川	木津川	A口	笹瀬橋 (008-01)	南山城村	○		
		Aイ	恭仁大橋 (009-01)	木津川市	○		
			玉水橋 (009-02)	京田辺市	○		
			木津川御幸橋 (009-03)	八幡市	○		
	名張川		高山ダム下流 (259-01)	南山城村	○		
	山田川		木津川流入前 (271-02)	木津川市		○	
和束川	和束川	Aイ	菜切橋 (028-01)	木津川市		○	
大谷川	大谷川	E口	二ノ橋 (016-01)	八幡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
由良川	由良川	AAI	出合橋 (010-51)	南丹市		○	
			安野橋 (010-01)	南丹市		○	
		AI	大野ダム下 (011-51)	南丹市		○	
			須川橋 (011-52)	京丹波町		○	
			山家橋 (011-01)	綾部市		○	
			以久田橋 (011-02)	綾部市	○		
			音無瀬橋 (011-03)	福知山市	○		
			筈巻橋 (011-54)	福知山市	○		
			波美橋 (011-04)	福知山市	○		
			由良川橋 (011-05)	舞鶴市	○		
			法川		京口橋 (318-01)	福知山市	
	和久川		下荒河橋下流 (319-01)	福知山市		○	
	弘法川		上荒河橋 (320-02)	福知山市		○	
棚野川	棚野川	AI	和泉大橋 (029-01)	南丹市		○	
高屋川	高屋川	AI	黒瀬橋 (030-01)	京丹波町		○	
上林川	上林川	AI	五郎橋 (031-01)	綾部市		○	
八田川	八田川	AI	八田川橋 (032-01)	綾部市		○	
犀川	犀川	AI	小貝橋 (033-01)	綾部市		○	
土師川	土師川	AI	土師橋 (034-01)	福知山市	○		
	竹田川		東橋 (317-01)	福知山市		○	
牧川	牧川	AI	天津橋 (035-01)	福知山市		○	
宮川	宮川	AI	宮川橋 (036-01)	福知山市		○	
舞鶴湾	高野川		新橋 (345-01)	舞鶴市		○	
	与保呂川		桜橋 (349-01)	舞鶴市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
伊佐津川	伊佐津川	A1	相生橋 (037-01)	舞鶴市		○	
河辺川	河辺川	A1	第一河辺川橋 (038-01)	舞鶴市		○	
野田川	野田川	Aα	六反田橋 (012-01)	与謝野町		○	
			堂谷橋 (012-02)	与謝野町		○	
竹野川	竹野川	Bλ	新橋 (013-52)	京丹後市		○	
			内記橋 (013-56)	京丹後市		○	
			荒木野橋 (013-01)	京丹後市		○	
大手川	大手川	Aα	京口橋 (039-01)	宮津市		○	
宇川	宇川	A1	宇川橋 (041-01)	京丹後市		○	
福田川	福田川	A1	新川橋 (040-01)	京丹後市		○	
佐濃谷川	佐濃谷川	Aλ	高橋橋 (042-01)	京丹後市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関			測定 位置
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市	
舞鶴湾	舞鶴湾	AⅠ ⅡⅠ	キングヨ鼻地先 (602-01)	舞鶴市		○		N 35° 30' 58" E135° 20' 12"
			恵比須埼地先 (602-02)	舞鶴市		○		N 35° 29' 47" E135° 21' 26"
		AⅧ ⅡⅠ	念仏鼻地先 (601-01)	舞鶴市		○		N 35° 29' 34" E135° 23' 20"
			檜埼地先 (601-02)	舞鶴市		○		N 35° 28' 19" E135° 19' 38"
宮津湾	宮津湾	AⅡ ⅡⅠ	江尻地先 (603-01)	宮津市		○		N 35° 34' 59" E135° 12' 50"
			島埼地先 (603-02)	宮津市		○		N 35° 32' 31" E135° 11' 53"
阿蘇海	阿蘇海	BⅧ ⅡⅧ	野田川流入点 (604-01)	宮津市		○		N 35° 33' 41" E135° 09' 50"
			中央部 (604-02)	宮津市		○		N 35° 34' 03" E135° 10' 46"
			溝尻地先 (604-03)	宮津市		○		N 35° 34' 41" E135° 11' 33"
			文珠地先 (604-51)	宮津市		○		N 35° 33' 39" E135° 11' 02"
若狭湾	若狭湾	AⅠ	栗田湾沖 (605-01)	宮津市		○		N 35° 32' 17" E135° 17' 50"
			波見埼沖 (605-02)	宮津市		○		N 35° 38' 05" E135° 16' 04"
			鷺埼沖 (605-03)	伊根町		○		N 35° 40' 30" E135° 19' 12"
山陰海岸	山陰海岸	AⅠ	竹野川沖 (606-01)	京丹後市		○		N 35° 45' 05" E135° 06' 40"
			久美浜湾沖 (606-02)	京丹後市		○		N 35° 39' 17" E134° 54' 57"
久美浜湾	久美浜湾	AⅡ ⅡⅡ	湾口部 (607-01)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 54' 02"
			佐濃谷川流入点 (607-51)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 55' 02"
			神崎地先 (607-52)	京丹後市		○		N 35° 37' 35" E134° 54' 40"
			湾奥部 (607-02)	京丹後市		○		N 35° 36' 45" E134° 54' 02"

注) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)の改正により、平成14年4月1日より緯度及び経度の表示が世界測地系に変更されたため、測定位置の緯度及び経度を変更されています。(測定位置自体は変更していません。)

○ 地下水調査機関

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
概況	京都市	2926			○
		3827			○
		5444			○
		5542			○
		5740			○
		5743			○
		5841			○
		5945			○
		6042			○
		6143			○
概況	福知山市	2010		○	
		2209		○	
		2410		○	
		2511		○	
概況	舞鶴市	1319		○	
		1418		○	
		1618		○	
		1720		○	
概況	綾部市	2412		○	
		2413		○	
		2414		○	
		2514		○	
調査	宇治市	6645		○	
	宮津市	0714		○	
		1112		○	
		1213		○	
		1313		○	
		1413		○	
1415		○			
調査	亀岡市	3922		○	
		3924		○	
		3925		○	
調査	城陽市	4731		○	
		6743		○	
		6744		○	
		6843		○	
調査	長岡京市	6441		○	
	京田辺市	4730		○	
4831		○			
6842			○		
調査	南丹市	2624		○	
		3222		○	
		3419		○	
		3522		○	
調査	木津川市	5034		○	
		5131		○	

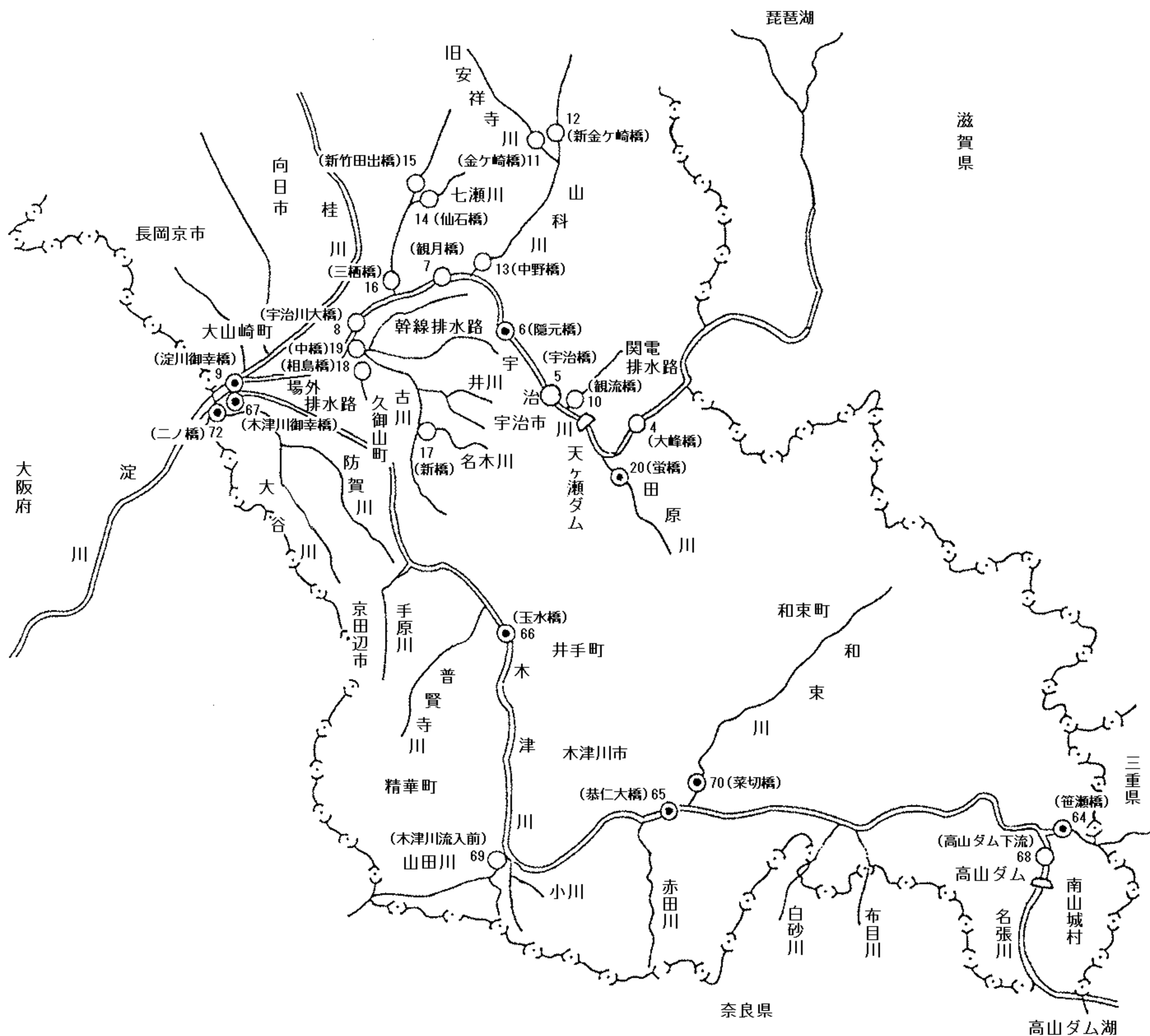
測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
概況調査	大山崎町	4427	○		
		6540		○	
	久御山町	6642	○		
	和束町	4736		○	
	精華町	5130		○	
	京丹波町	3016		○	
		3019		○	
	伊根町	0414		○	
		0415		○	
		0615		○	
0715			○		

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
定期モニタリング調査	京都市	3827			○
		5542			○
		5642			○
		5643			○
		5644			○
		5742			○
		5744			○
		5840			○
		5841			○
					○
		5842			○
		5843			○
		5844			○
		5940			○
		5941			○
		5942			○
		5943			○
		5945			○
					○
		6040			○
		6041			○
		6042			○
		6043			○
		6045			○
		6141			○
		6142			○
		6143			○
		6145			○
		6241			○
		6242			○
		6243			○
					○
		6342			○
	6343			○	
	6344			○	
	6441			○	
	福知山市	2409		○	
		2508		○	
		2509		○	
		2511		○	
	舞鶴市	1415		○	
綾部市	2413		○		
			○		

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
定期モニタリング調査	宇治市	6443		○	
		6444		○	
				○	
		6545		○	
		6643		○	
				○	
		亀岡市	3818		○
	4122			○	
	城陽市	4731		○	
	長岡京市	6340		○	
				○	
	八幡市	6341		○	
		6640		○	
	6741		○		
			○		
	京田辺市	4830		○	
	京丹後市	0803		○	
		0808		○	
		1002		○	
	南丹市	2921		○	
		3121		○	
	木津川市	4932		○	
		5032		○	
		6642		○	
	久御山町	6742		○	
		6742		○	
	井手町	4731		○	
	和束町	4736		○	
	京丹波町	2617		○	
		3119		○	

汚染範囲確認調査	福知山市	2409		○	
				○	
				○	
				○	
			2411		○
			2509		○
					○
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
			2511		○

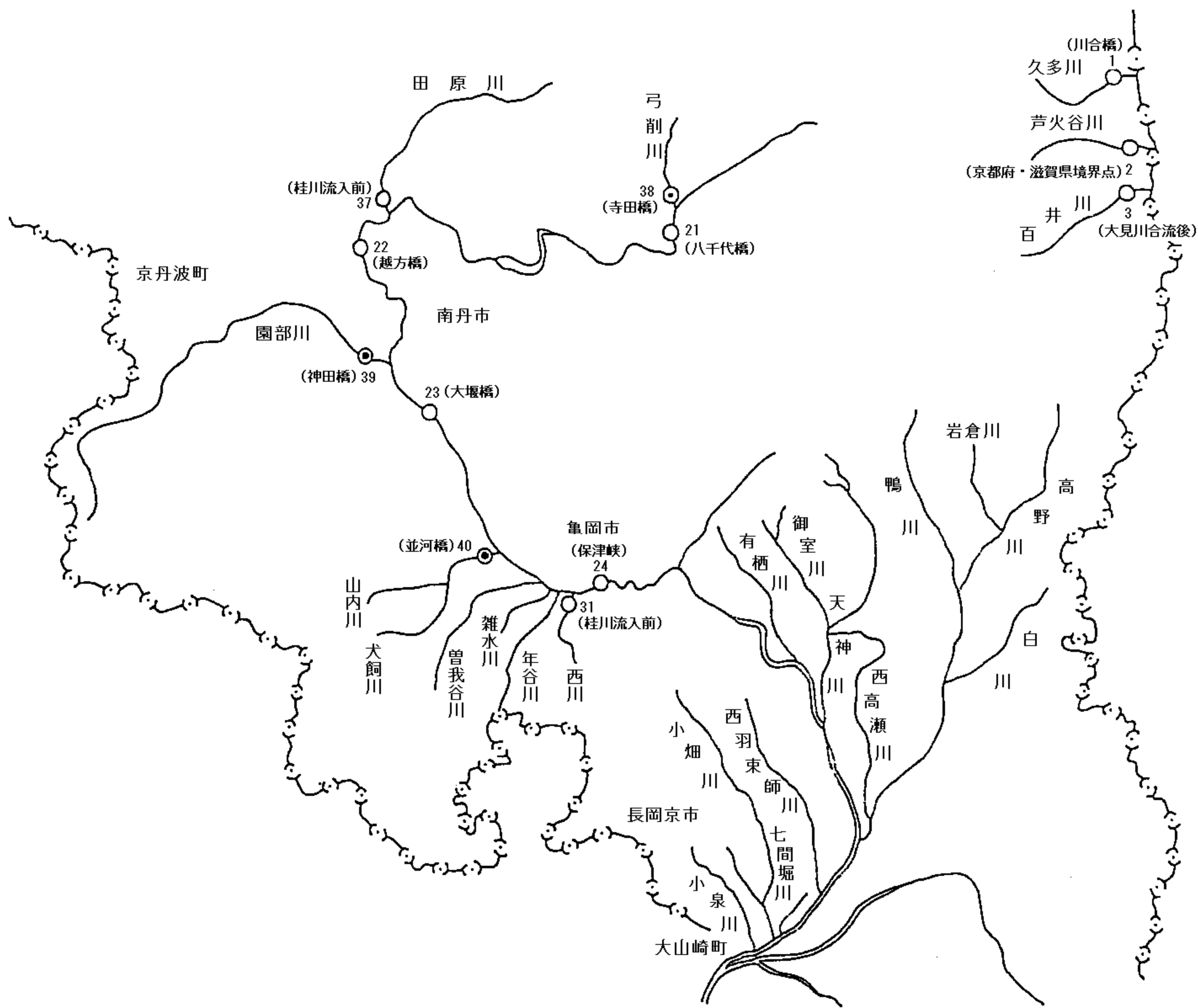
別図1 公共用水域水質測定地点



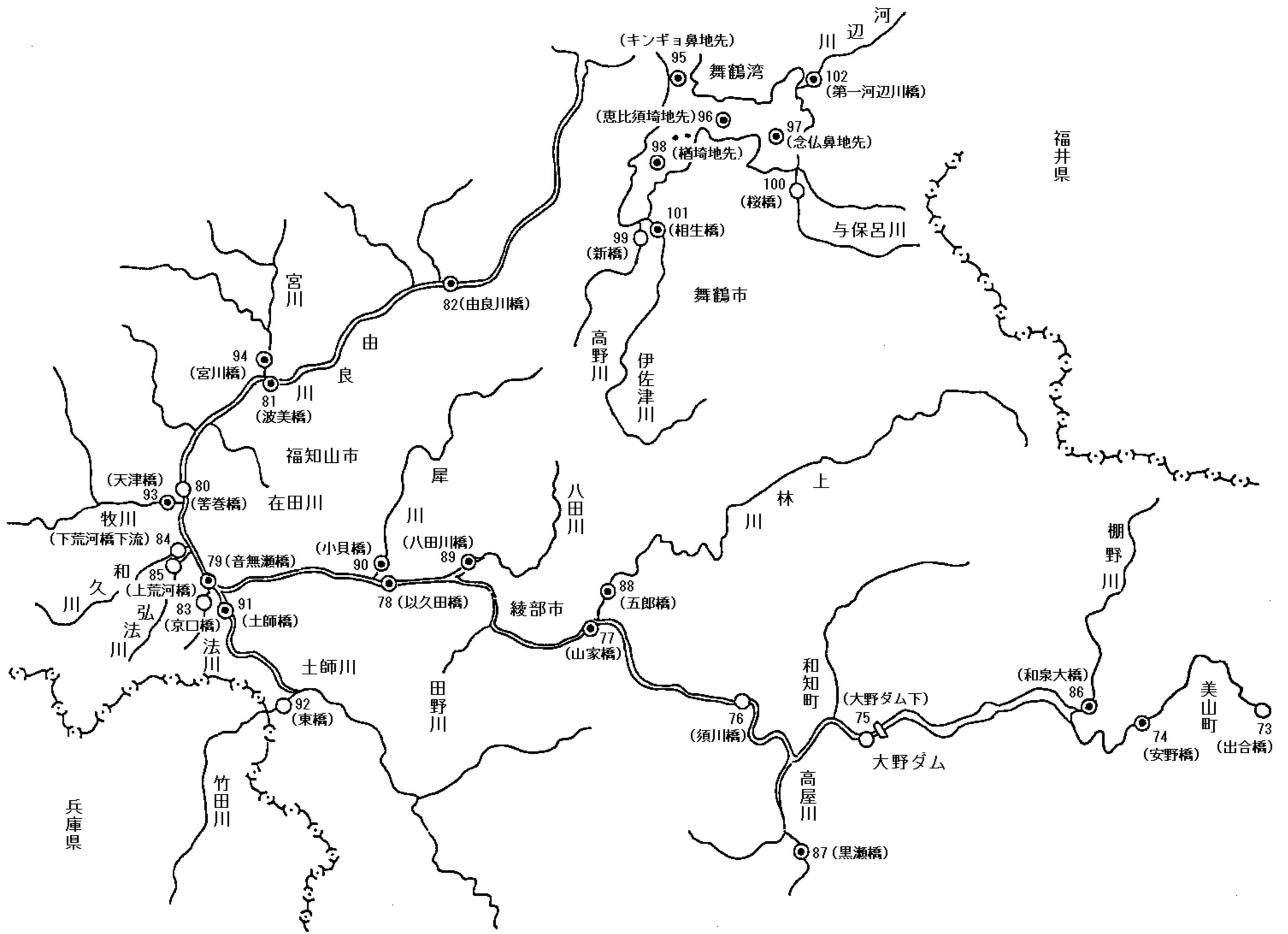
凡例

- 1 番号は測定点番号、() は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準値点を示す。

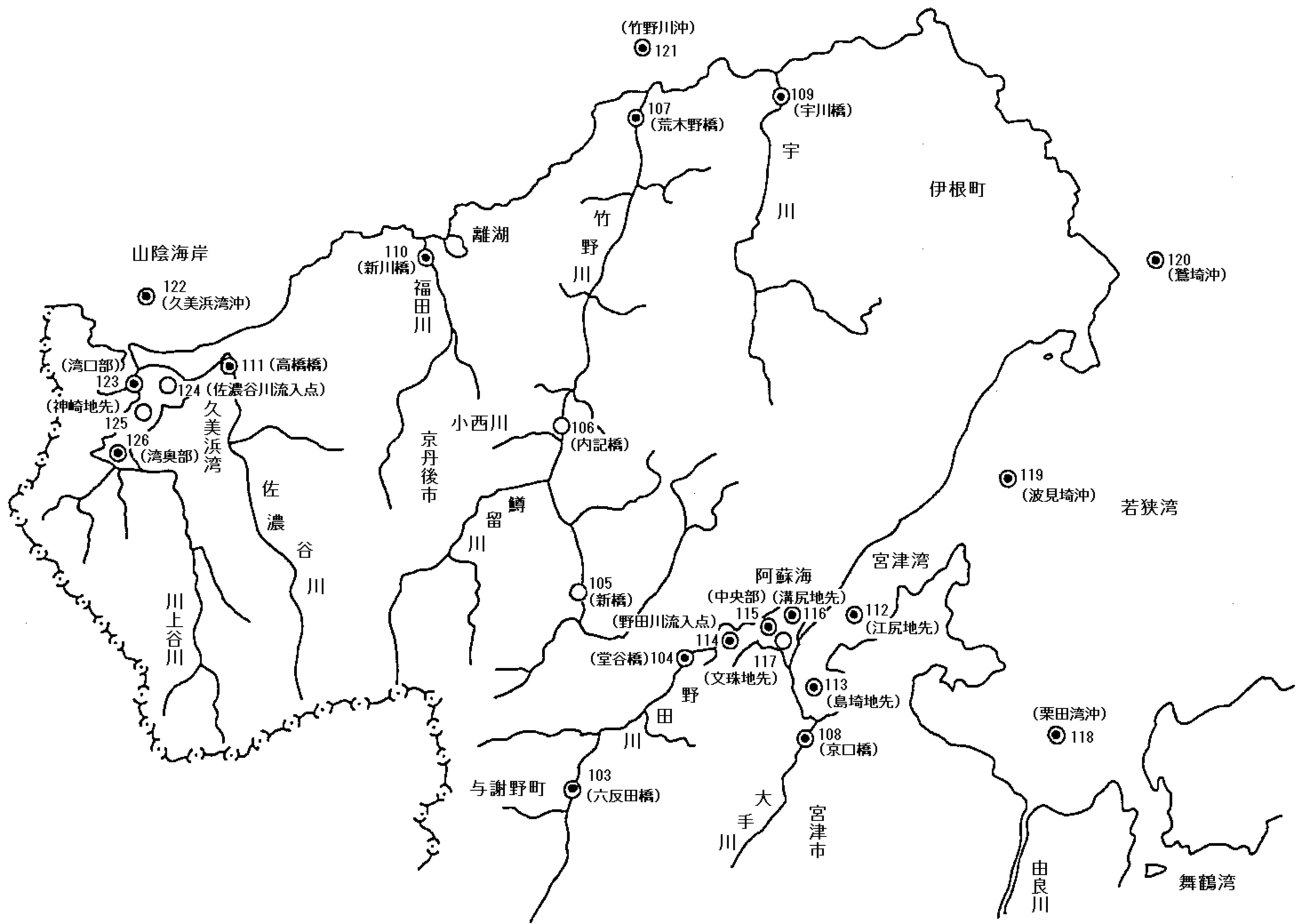
測定地点 (1)



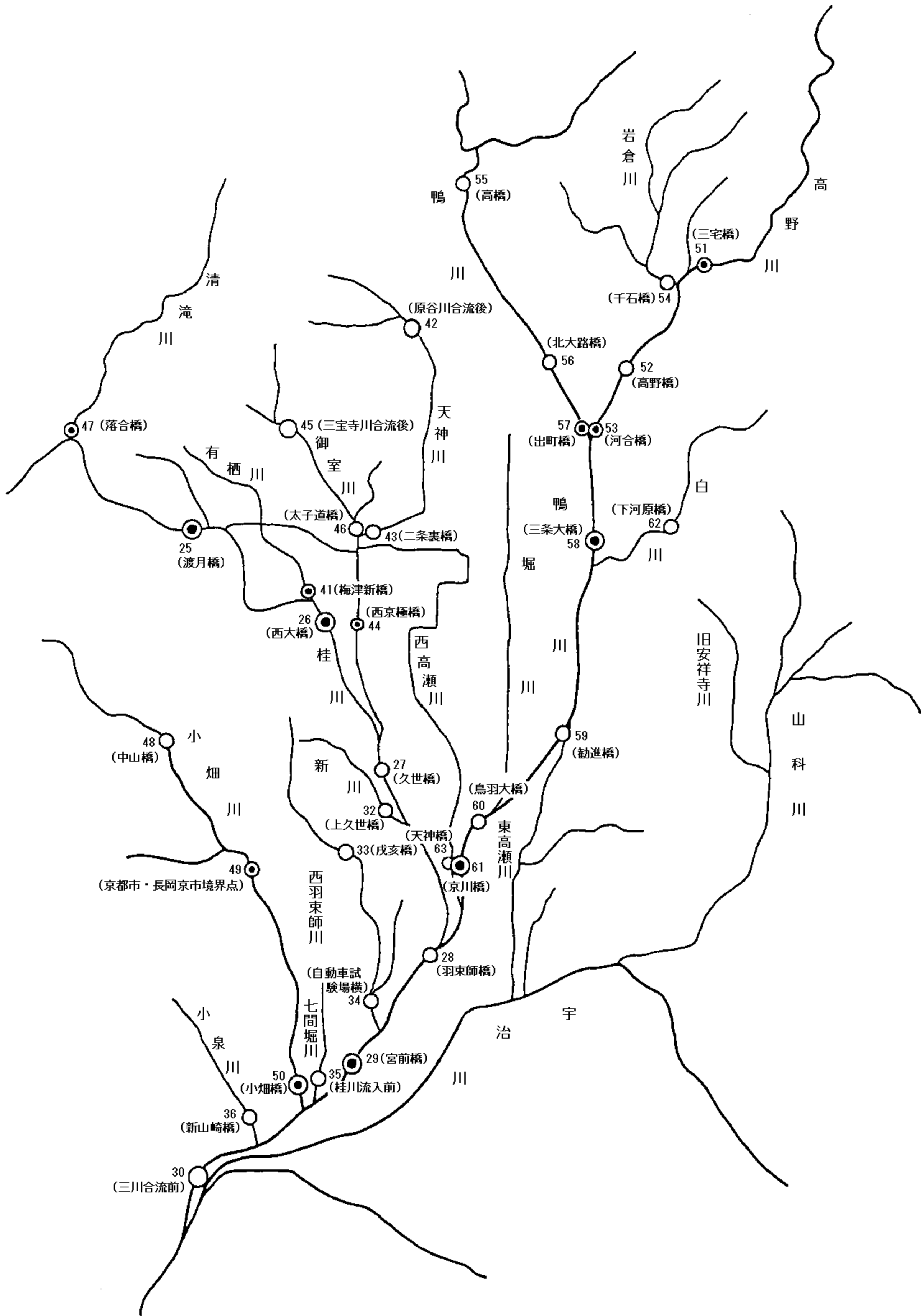
測定地点 (2)



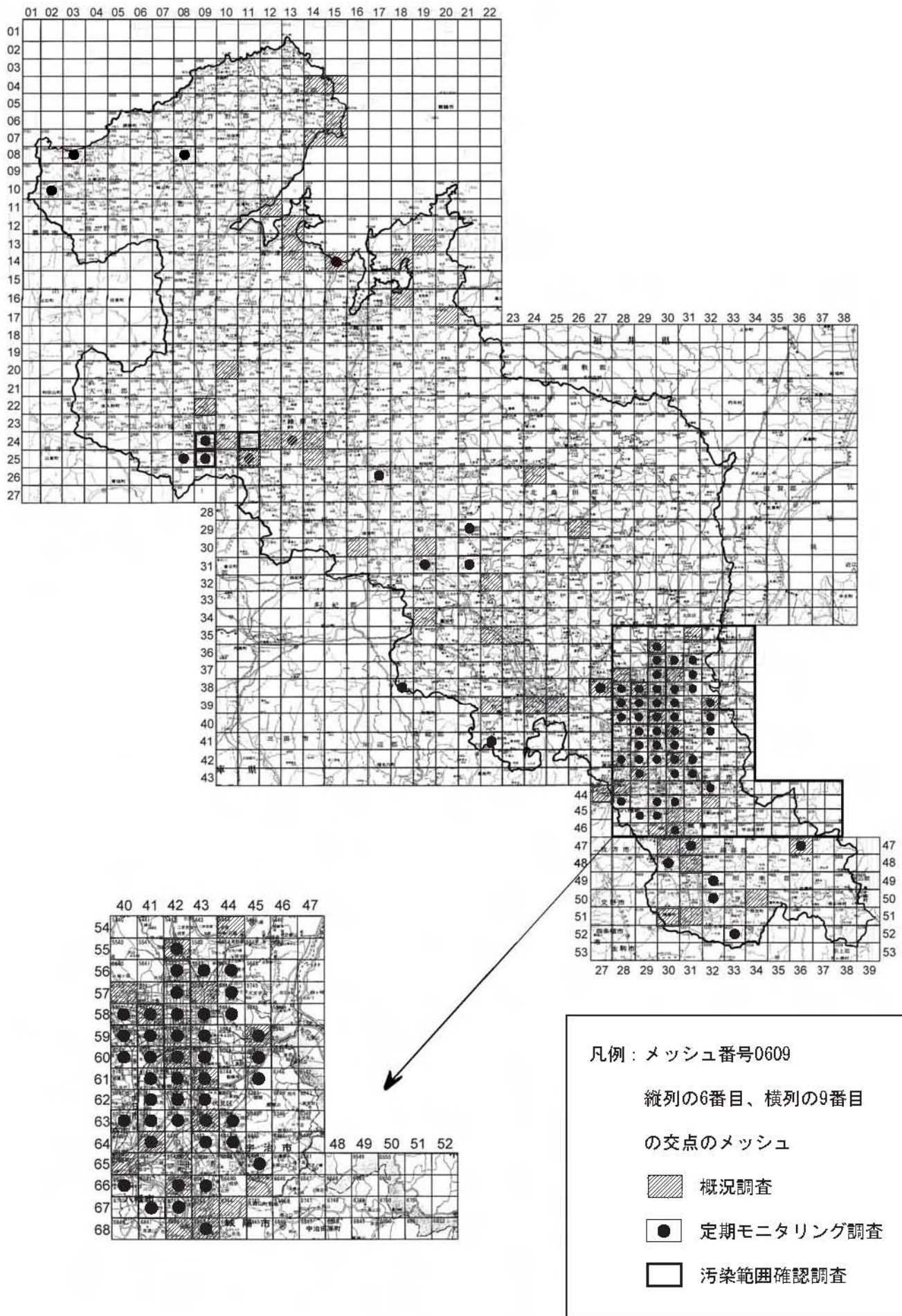
測定地点 (3)



測定地点 (4)



測定地点 (5) (京都市内詳細図)



別図2 地下水水質測定地点

VI 参考資料

1 京都府内における河川及び海域の概要……………	623
(1) 河川の概要……………	623
(2) 海域の概要……………	623
(3) 水域統一番号・地点統一番号……………	624
2 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要（抜粋）……………	632

1 京都府内における河川及び海域の概要

(1) 河川の概要

ア 京都府内河川集計表

平成21年11月1日現在

区分	水系	河川数	延長 (m)	指定区間 (知事)		指定区間外 (知事)	
				河川数	延長 (m)	河川数	延長 (m)
一級河川	淀川水系	179	922,056	161	783,678	24	138,378
	由良川水系	125	714,141	123	657,741	2	56,400
	小計	304	1,636,197	285	1,441,419	26	194,778
二級河川	36水系	89	409,101	89	409,101	0	—
合計		393	2,045,298	375	1,850,520	26	194,778

(「京都府河川調書」による)

(2) 海域の概要

ア 海岸概況

平成19年度末現在

	海岸総延長 (km)	海岸保全区域指定延長 (km)	海岸保全区域要指定延長 (km)
京都府	315	107	5
全国	35,711	14,623	966

「平成20年度版 海岸統計」(国土交通省河川局)による

(3) 水域統一番号及び地点統一番号

昭和54年3月14日付け事務連絡（環境庁水質規制課）に基づき、京都府は54年度に水域統一番号及び地点統一番号を定めた。

今後、追加される測定地点についてはその都度地点統一番号を設定することとする。

なお、平成14年11月現在の水域統一番号は以下のとおりである。

水域統一番号・地点統一番号設定の基本的な考え方

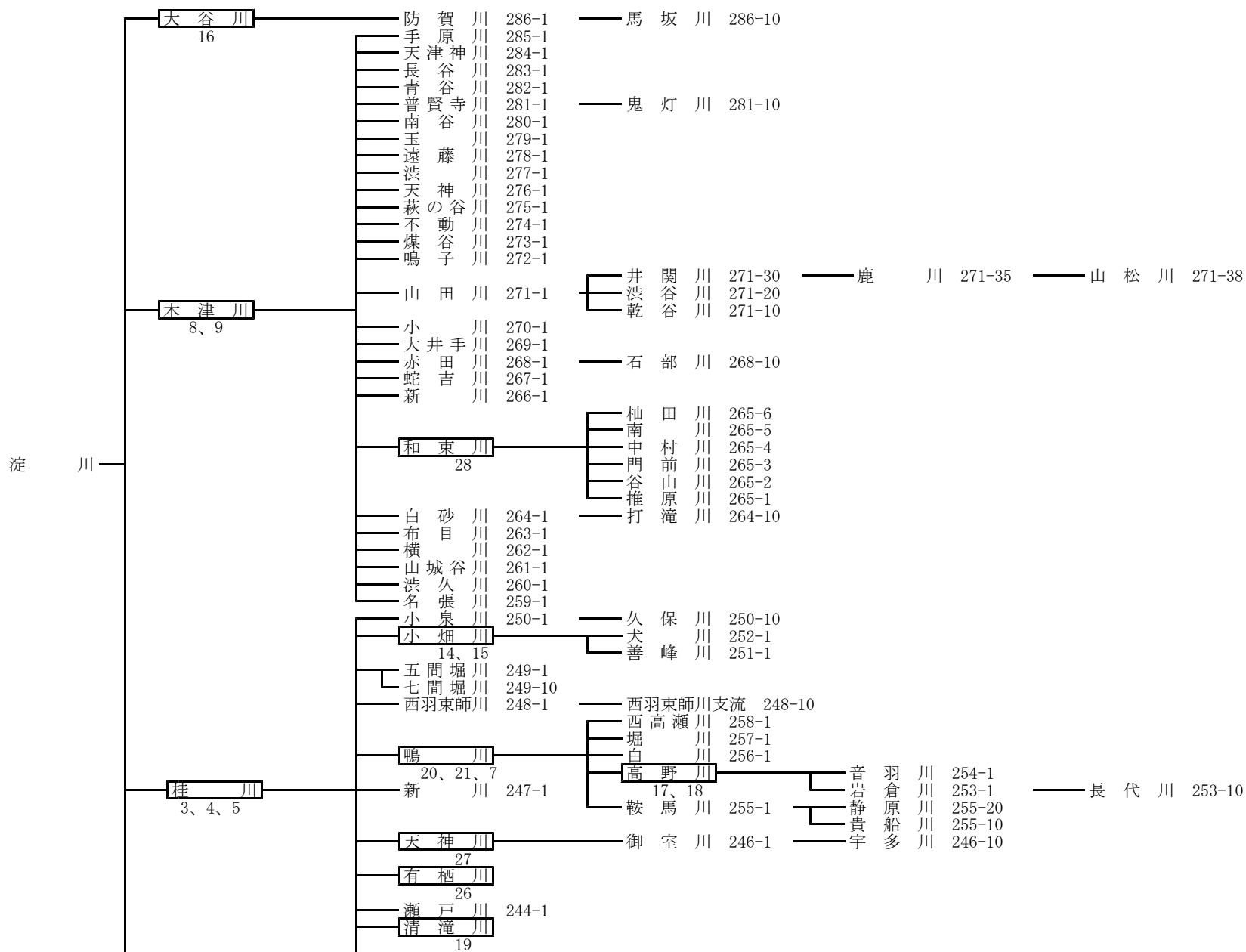
水 域 統 一 番 号						
環 境 省		京 都 府		河 区	環	
番 号	区 分	番 号	区 分	川 分	番 号	
1～200	類型指定河川	1～200	類型指定河川	類型指定河川	1～50	
201～400	類型指定外河川	201～295	淀川水系の河川 た だ し 201……琵琶湖 202～295……宇治川 207……淀川 208～209……神崎川		類型指定河川	51～99
			296～343	由良川水系の河川		類型指定外河川
			344～400	北部河川		
401～500	類型指定外湖沼	401	離 湖	類型指定外河川	1～99	
501～600	類型指定湖沼	該 当 な し				
601～700	類型指定海域	601	舞 鶴 湾 (1)	類型指定外河川	1～99	
		602	舞 鶴 湾 (2)			
		603	宮 津 湾			
		604	阿 蘇 海			
		605	若 狭 湾			
		606	山 陰 海 岸			
607	久 美 浜 湾					
701～999	類型指定外海域	該 当 な し				

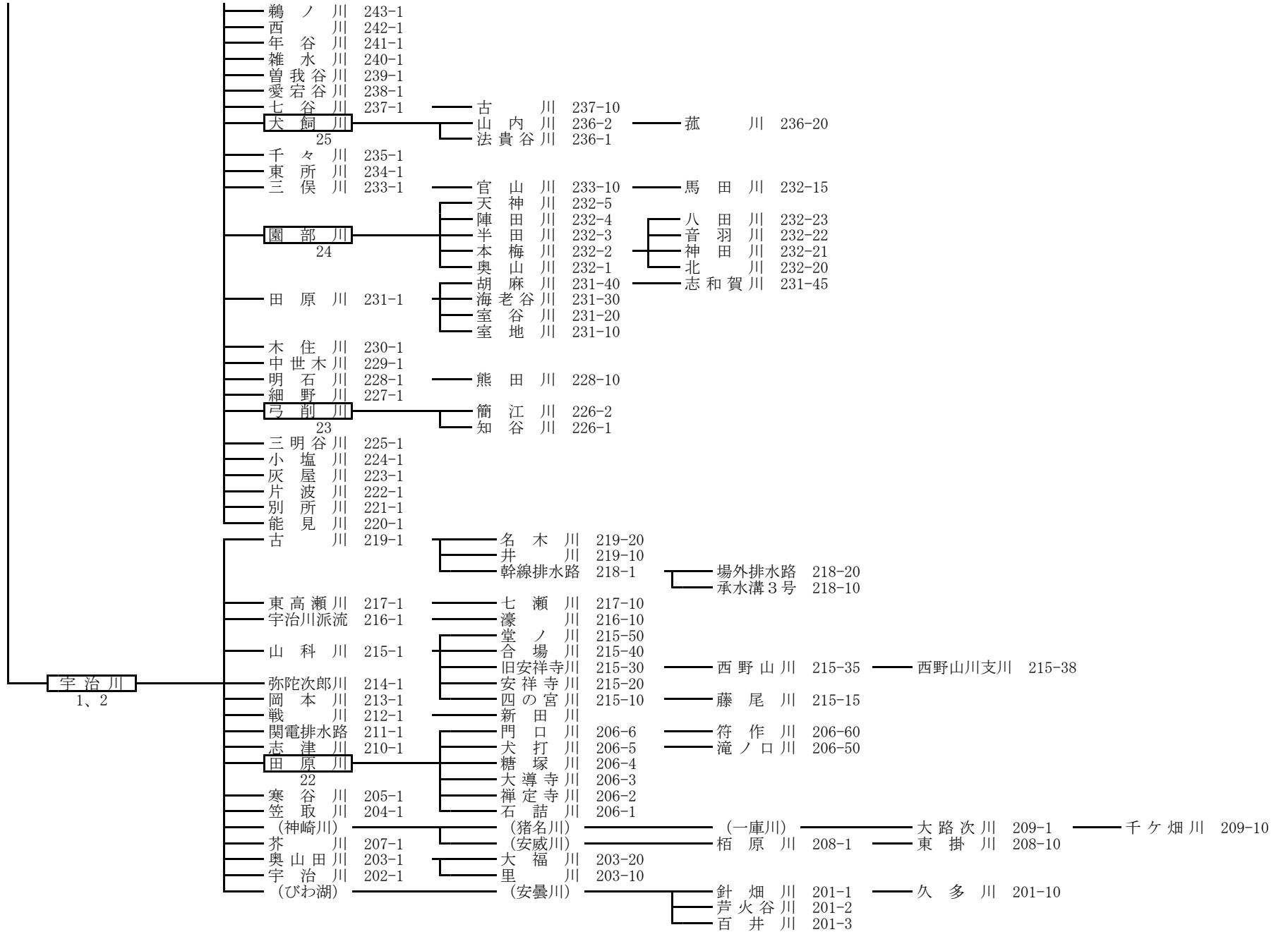
(注) (地点統一番号) = (水域統一番号) + (地点の番号)

地点の番号			
境 省	京 都		府
	番号		備 考
環境基準地点	1～50	環境基準地点	地点の番号の取り方は 上流から下流へ
補足地点	51～99	補足地点	
	1～9	類型指定河川の一次支川 類型指定河川以外の河川	地点の番号の取り方は 下流から上流へ
	10～14	類型指定河川の二次支川	
	20～24 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の一次支川 90～14	
	15～17	類型指定河川の三次支川	
	25～27 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の二次支川 95～97	
	18～19	類型指定河川の四次支川	
	28～29 ⋮ ⋮ ⋮	類型指定河川以外の河川の三次支川 98～99	

海域・河川水系表及び水域統一番号・地点統一番号

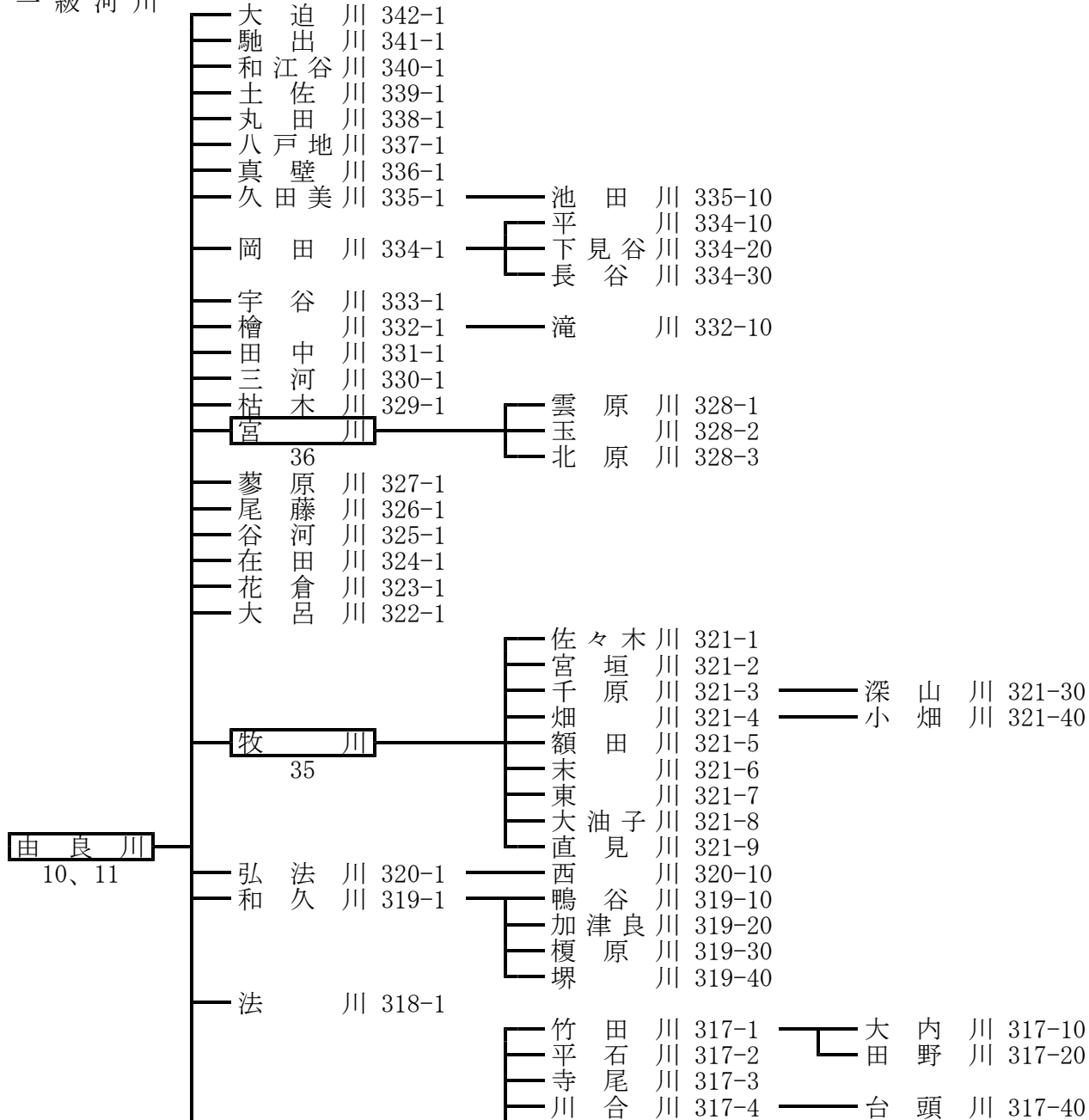
① 淀川水系

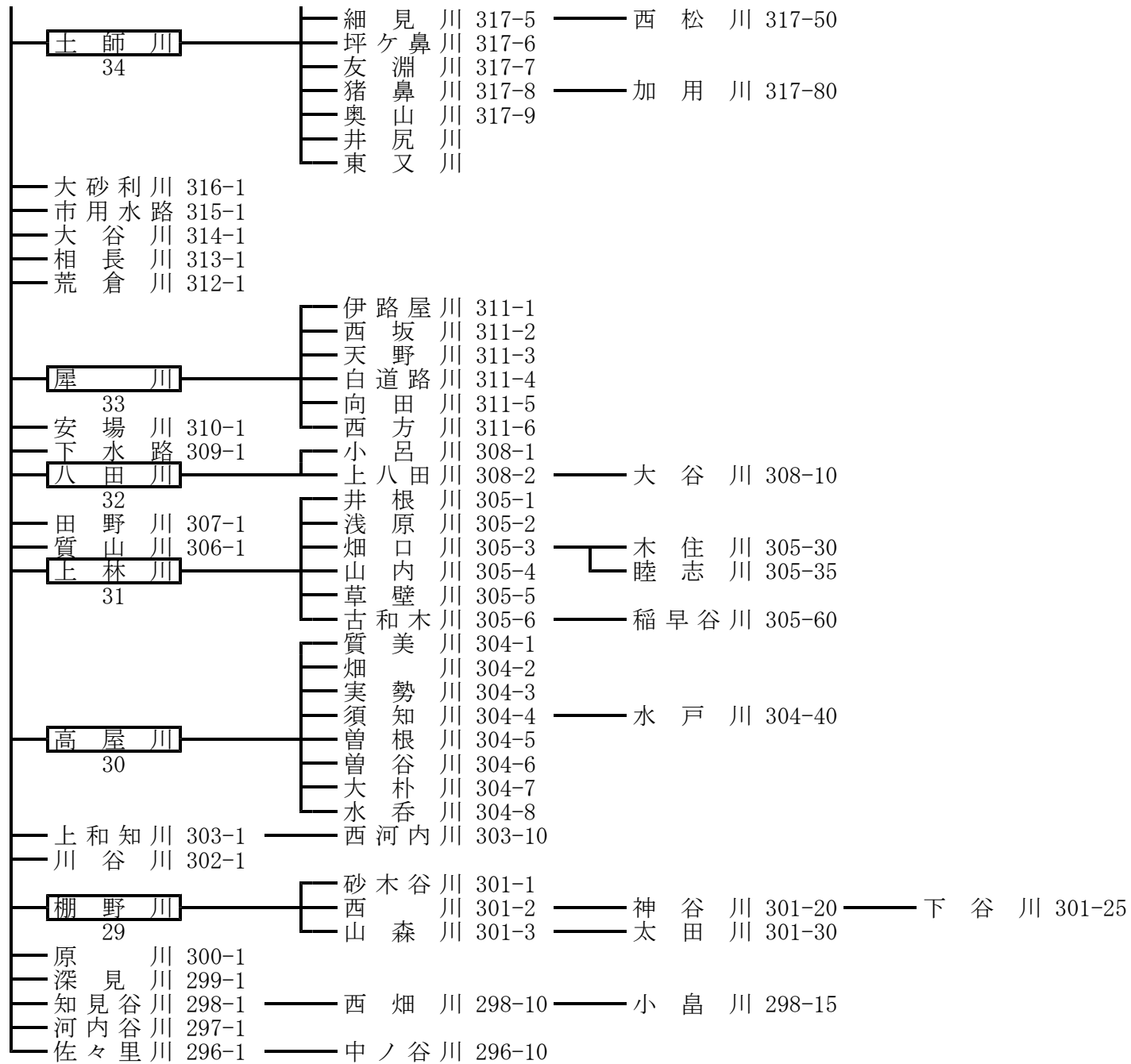




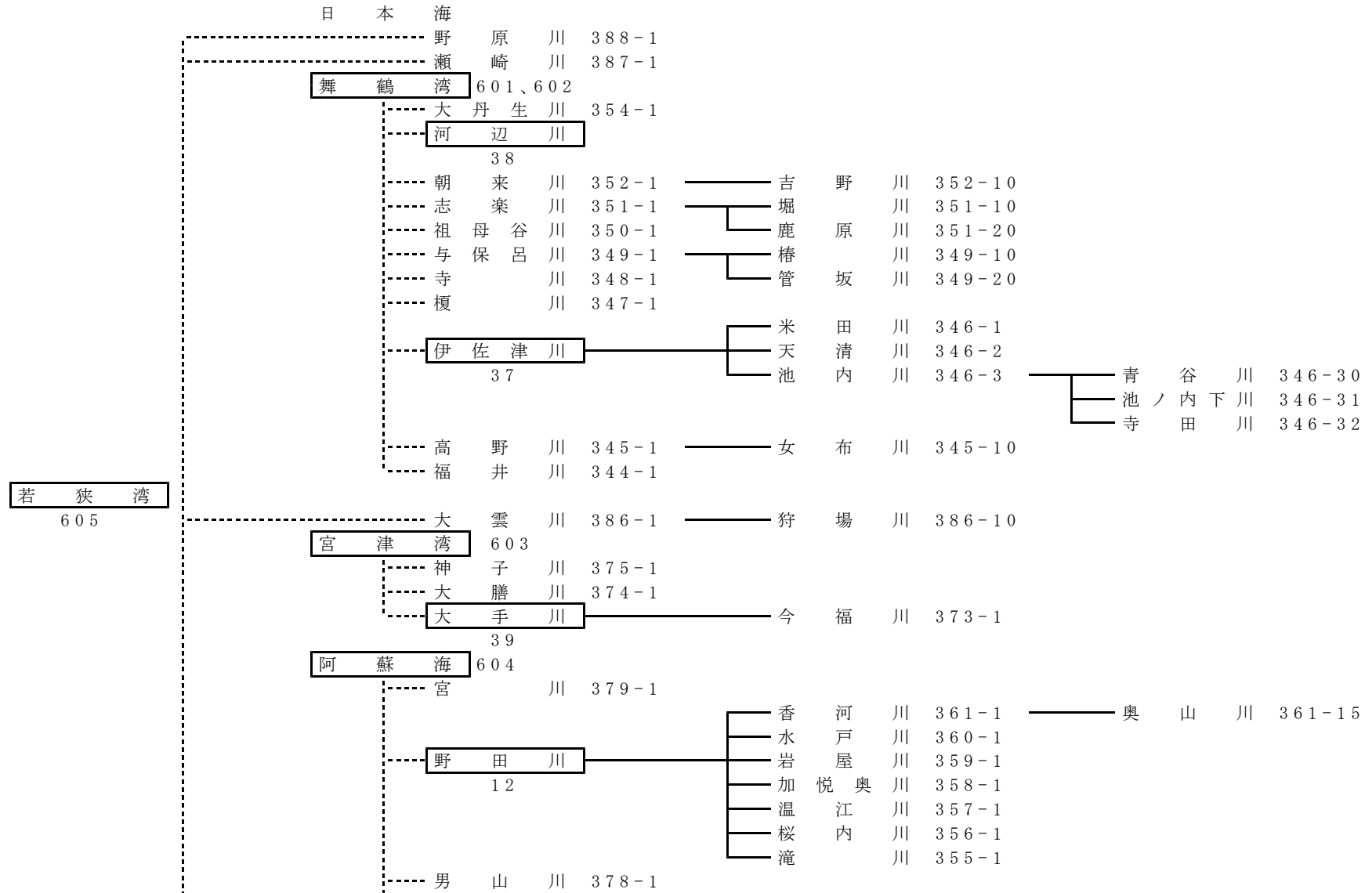
② 由良川水系

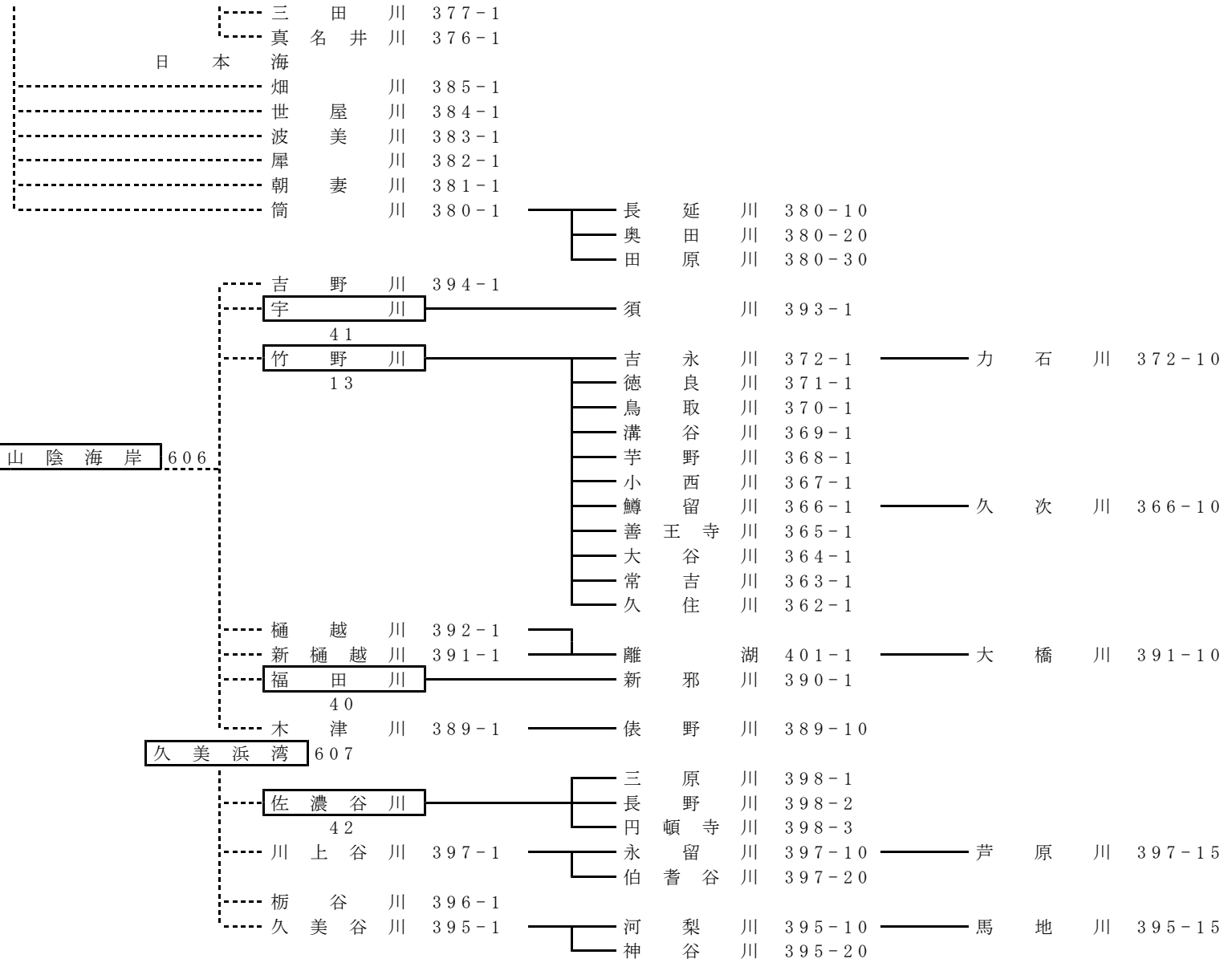
一級河川





③ 北部河川及び海域





2 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要(抜粋)

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1(略)のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、原則として、概況調査により新に汚染が発覚された地域において実施する汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2(略)のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ロ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査（定期モニタリング調査）及び同調査の一環として環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する汚染範囲確認調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内61河川106地点、6海域19地点の合計125地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1(略)のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査64地点、定期モニタリング調査98地点（定期モニタリング調査において3年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染範囲確認調査20地点を含む。）の合計162地点において実施します。

これらの地点は別表2(略)のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

平成20年4月から同21年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ロ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水

深10m未満の場合は、底から1~2m上部)を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1(略)に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2(略)に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1(略)のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)又は『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものと、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)及び『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものと、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1(略)及び別表2(略)のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元（井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高）についても、可能な限り調査するものとします。

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1)	同 左
	BOD	規格32.1及び 告示第59号に基づく方法 (規格21)	—
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同 左
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(付表8)	—
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同 左
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同 左
	n-ヘキサン抽出物質	規格24.2、24.4、 上水試験方法VI-4 28.2又は 告示第59号に基づく方法(付表10)	同 左
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	同 左
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同 左
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は付表9)	同 左
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同 左
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同 左
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同 左
	六価クロム	告示第59号に準じる方法 (規格65.2)	同 左
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3、17.5及び 告示第59号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)	同 左
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(付表1)	同 左
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(付表2)	同 左
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(付表3)	同 左
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
健康項目	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)	同 左
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
健康 項目	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)	同 左
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 告示第59号に基づく方法 (付表4)	同 左
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	セレン	上水試験方法 VI-3 18.5又は 告示第59号に準じる方法 (規格67.2又は67.3)	同 左
	硝酸性窒素	河川水質試験方法(案) 53.4 標準法3、 上水試験方法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)	同 左
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左
	要 監 視 項 目	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)
ほう素		上水試験方法VI-3 4.2及び 告示第59号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は付表7)	—
クロロホルム		上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン		上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
1,2-ジクロロプロパン		上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
p-ジクロロベンゼン		上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
要 監 視 項 目	イソキサチオン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	ダイアジノン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—

区分	項目	河川	海域
		分析方 法	分析方 法
要	フェニトロチオン (MEP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イソプロチオラン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	オキシシン銅	環境庁通知に基づく方法 (付表2)	—
	クロロタロニル (TPN)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	プロピザミド	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
監	E P N	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	ジクロロボス (DDVP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	フェノブカルブ (BPMC)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イプロベンホス (IBP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	クロルニトロフェン (CNP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
視	トルエン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	キシレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	上水試験方法VI-4 14.3及び 環境庁通知に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	ニッケル	上水試験方法 VI-3 14.5、 規格59.2又は 環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—
	モリブデン	上水試験方法 VI-3 19.4又は 環境庁通知に準じる方法 (規格68.2又は付表4若しくは付表5)	—
目	アンチモン	上水試験方法 VI-3 23.5、 環境庁通知に準じる方法又は (規格62.2又は付表6) 環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要 監 視 項 目	塩化ビニルモノマー	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表1)	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表2)	—
	1,4-ジオキサン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	全マンガン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	ウラン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表4の第1又は第2)	—
	フェノール	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表1)	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表2)	—
特 殊 項 目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	—
	鉄	河川水質試験方法(案)31 参考法2又は 告示第64号に基づく方法 (規格57.2、57.3又は57.4)	—
	マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	河川水質試験方法(案)53.2 標準法3又は 規格42に準じる方法	同 左
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	—
	濁度	上水試験方法IV-1 3.2.4に基づく方法	同 左
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左
	C1イオン	河川水質試験方法(案)45 参考法2又は JIS K0101の32に基づく方法	同 左
	クロロフィルa	上水試験方法VI-4 20.2又は27.2に準じる方法	海洋環境調査法9.2.4に定める方法
一 般 項 目	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	—
	気温	規格7.1に基づく方法	同 左
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左
	外観	規格8に準じる方法	同 左
	臭気	規格10に準じる方法	同 左
	透視度	規格9に基づく方法	同 左
	透明度	河川水質試験方法(案)1.2	海洋観測指針による方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。
5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。
6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
7: 「環境省通知(イ)」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
8: 「環境省通知(ロ)」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
9: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環境水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。
10: 河川水質試験方法(案)とは、全国の一般河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省監修のもと、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。(1997)
11: 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地下水

区分	項目	分析方 法
環 境	カドミウム	告示第10号に基づく方法 (規格55)
	全シアン	告示第10号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)
	鉛	告示第10号に基づく方法 (規格54)
	六価クロム	告示第10号に準じる方法 (規格65.2)
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3及び 告示第10号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)
	総水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表1)
	アルキル水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表2)
	PCB	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表3)
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
基	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
準	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
項 目	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表4)
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表5の第1又は第2)
	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の附表5の第1又は第2)

区分	項目	分析方 法
環境基準項目	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	セレン	告示第10号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)
	硝酸性窒素	上水試験方法VI-2 12.3及び告示第10号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)
	亜硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法 (規格43.1)
	ふっ素	告示第10号に基づく方法 (規格34.1又は告示第59号の付表6)
	ほう素	上水試験方法 VI-3 4.2及び告示第10号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は告示第59号の付表7)
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)
	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)
	アンチモン	環境省通知に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)
その他	pH	規格12.1に基づく方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。
5: 「環境省通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。

別表4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁まで	—
	生物学的酸素要求量(BOD)	1以下～10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下～8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下～100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上～7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下～ 5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下～1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下～ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下～ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr6+)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	オキシシン銅	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	ジクロルボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01
ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
フェノール	0.01以下~2以下	0.001	2	3	<0.001	
ホルムアルデヒド	0.03以下~1以下	0.003	2	3	<0.003	
特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1
トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004	

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

注) 1 単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l)
 上記及びpH以外は (mg/l) である。

2 要監視項目については指針値

3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分 \ 項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	
	—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2桁	3桁まで	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
目	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	アンチモン	—	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	1	—

注) 1 単位：mg/l

2 要監視項目については指針値

○ 公共用水域水質調査機関

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
安曇川	久多川		川合橋 (201-10)	左京区			○
	芦火谷川		京都府・滋賀県境界点 (201-02)	左京区			○
	百井川		大見川合流後 (201-03)	左京区			○
宇治川	宇治川	A/A	大峰橋 (001-53)	宇治市	○		
			宇治橋 (001-55)	宇治市	○		
			隠元橋 (001-01)	宇治市	○		
		B/A	観月橋 (002-51)	伏見区	○		
			宇治川大橋 (002-52)	伏見区	○		
			淀川御幸橋 (002-01)	八幡市	○		
	関電排水路		観流橋 (211-01)	宇治市		○	
	旧安祥寺川		金ヶ崎橋 (215-30)	山科区			○
	山科川		新金ヶ崎橋 (215-03)	山科区			○
			中野橋 (215-01)	伏見区	○		
	七瀬川		仙石橋 (217-20)	伏見区			○
	東高瀬川		新竹田出橋 (217-02)	伏見区			○
			三栖橋 (217-01)	伏見区	○		
	名木川		新橋 (219-20)	久御山町		○	
	場外排水路		相島橋 (218-20)	久御山町		○	
古川		中橋 (219-01)	久御山町		○		
田原川	田原川	A/D	蛭橋 (022-01)	宇治田原町		○	
桂川	桂川	A/I	八千代橋 (003-54)	右京区			○
			越方橋 (003-56)	南丹市		○	
			大堰橋 (003-57)	南丹市		○	
			保津峡 (003-61)	亀岡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
桂川	桂川	A1	渡月橋 (003-01)	右京区	○		
		B1	西大橋 (004-01)	右京区	○		
		Bα	久世橋 (005-51)	南区	○		
			羽束師橋 (005-52)	伏見区	○		
			宮前橋 (005-01)	伏見区	○		
			三川合流前 (005-53)	大山崎町		○	
	西川		桂川流入前 (242-01)	亀岡市		○	
	御室川		三宝寺川合流後 (246-11)	右京区			○
			太子道橋 (246-10)	右京区			○
	新川		上久世橋 (247-03)	南区			○
	西羽束師川		戌亥橋 (248-02)	向日市		○	
			自動車試験場横 (248-01)	伏見区			○
	七間堀川		桂川流入前 (249-10)	伏見区		○	
	小泉川		新山崎橋 (250-01)	大山崎町		○	
田原川		桂川流入前 (231-01)	南丹市		○		
弓削川	弓削川	A1	寺田橋 (023-01)	右京区			○
園部川	園部川	Aハ	神田橋 (024-01)	南丹市		○	
犬飼川	犬飼川	Bα	並河橋 (025-01)	亀岡市		○	
有栖川	有栖川	Bハ	梅津新橋 (026-01)	右京区			○
天神川	天神川	Bハ	原谷川合流後 (027-52)	右京区			○
			二条裏橋 (027-51)	右京区			○
			西京極橋 (027-02)	右京区			○
清滝川	清滝川	AA1	落合橋 (019-01)	右京区			○
小畑川	小畑川	Cα	中山橋 (014-52)	西京区			○

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
小畑川	小畑川	C口	京都市・長岡京市境界点 (014-01)	西京区			○
			小畑橋 (015-01)	大山崎町		○	
高野川	高野川	AAイ	三宅橋 (017-01)	左京区			○
		Aイ	高野橋 (018-52)	左京区			○
			河合橋 (018-01)	左京区			○
	岩倉川		千石橋 (253-01)	左京区			○
鴨川	鴨川	A口	高橋 (020-52)	北区			○
			北大路橋 (020-54)	左京区			○
			出町橋 (020-01)	左京区			○
		Aイ	三条大橋 (021-01)	東山区			○
			勸進橋 (021-52)	伏見区			○
		Bハ	鳥羽大橋 (007-51)	南区			○
	京川橋 (007-01)		伏見区			○	
	白川		下河原橋 (256-01)	左京区			○
	西高瀬川		天神橋 (258-01)	南区			○
木津川	木津川	A口	笹瀬橋 (008-01)	南山城村	○		
		Aイ	恭仁大橋 (009-01)	木津川市	○		
			玉水橋 (009-02)	京田辺市	○		
			木津川御幸橋 (009-03)	八幡市	○		
	名張川		高山ダム下流 (259-01)	南山城村	○		
	山田川		木津川流入前 (271-02)	木津川市		○	
和束川	和束川	Aイ	菜切橋 (028-01)	木津川市		○	
大谷川	大谷川	E口	二ノ橋 (016-01)	八幡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
由良川	由良川	AAI	出合橋 (010-51)	南丹市		○	
			安野橋 (010-01)	南丹市		○	
		AI	大野ダム下 (011-51)	南丹市		○	
			須川橋 (011-52)	京丹波町		○	
			山家橋 (011-01)	綾部市		○	
			以久田橋 (011-02)	綾部市	○		
			音無瀬橋 (011-03)	福知山市	○		
			筈巻橋 (011-54)	福知山市	○		
			波美橋 (011-04)	福知山市	○		
			由良川橋 (011-05)	舞鶴市	○		
			法川		京口橋 (318-01)	福知山市	
	和久川		下荒河橋下流 (319-01)	福知山市		○	
	弘法川		上荒河橋 (320-02)	福知山市		○	
棚野川	棚野川	AI	和泉大橋 (029-01)	南丹市		○	
高屋川	高屋川	AI	黒瀬橋 (030-01)	京丹波町		○	
上林川	上林川	AI	五郎橋 (031-01)	綾部市		○	
八田川	八田川	AI	八田川橋 (032-01)	綾部市		○	
犀川	犀川	AI	小貝橋 (033-01)	綾部市		○	
土師川	土師川	AI	土師橋 (034-01)	福知山市	○		
	竹田川		東橋 (317-01)	福知山市		○	
牧川	牧川	AI	天津橋 (035-01)	福知山市		○	
宮川	宮川	AI	宮川橋 (036-01)	福知山市		○	
舞鶴湾	高野川		新橋 (345-01)	舞鶴市		○	
	与保呂川		桜橋 (349-01)	舞鶴市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
伊佐津川	伊佐津川	A1	相生橋 (037-01)	舞鶴市		○	
河辺川	河辺川	A1	第一河辺川橋 (038-01)	舞鶴市		○	
野田川	野田川	Aα	六反田橋 (012-01)	与謝野町		○	
			堂谷橋 (012-02)	与謝野町		○	
竹野川	竹野川	Bλ	新橋 (013-52)	京丹後市		○	
			内記橋 (013-56)	京丹後市		○	
			荒木野橋 (013-01)	京丹後市		○	
大手川	大手川	Aα	京口橋 (039-01)	宮津市		○	
宇川	宇川	A1	宇川橋 (041-01)	京丹後市		○	
福田川	福田川	A1	新川橋 (040-01)	京丹後市		○	
佐濃谷川	佐濃谷川	Aλ	高橋橋 (042-01)	京丹後市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関			測定 位置
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市	
舞鶴湾	舞鶴湾	AⅠ ⅡⅠ	キングヨ鼻地先 (602-01)	舞鶴市		○		N 35° 30' 58" E135° 20' 12"
			恵比須埼地先 (602-02)	舞鶴市		○		N 35° 29' 47" E135° 21' 26"
		AⅧ ⅡⅠ	念仏鼻地先 (601-01)	舞鶴市		○		N 35° 29' 34" E135° 23' 20"
			檜埼地先 (601-02)	舞鶴市		○		N 35° 28' 19" E135° 19' 38"
宮津湾	宮津湾	AⅡ ⅡⅠ	江尻地先 (603-01)	宮津市		○		N 35° 34' 59" E135° 12' 50"
			島埼地先 (603-02)	宮津市		○		N 35° 32' 31" E135° 11' 53"
阿蘇海	阿蘇海	BⅧ ⅡⅧ	野田川流入点 (604-01)	宮津市		○		N 35° 33' 41" E135° 09' 50"
			中央部 (604-02)	宮津市		○		N 35° 34' 03" E135° 10' 46"
			溝尻地先 (604-03)	宮津市		○		N 35° 34' 41" E135° 11' 33"
			文珠地先 (604-51)	宮津市		○		N 35° 33' 39" E135° 11' 02"
若狭湾	若狭湾	AⅠ	栗田湾沖 (605-01)	宮津市		○		N 35° 32' 17" E135° 17' 50"
			波見埼沖 (605-02)	宮津市		○		N 35° 38' 05" E135° 16' 04"
			鷺埼沖 (605-03)	伊根町		○		N 35° 40' 30" E135° 19' 12"
山陰海岸	山陰海岸	AⅠ	竹野川沖 (606-01)	京丹後市		○		N 35° 45' 05" E135° 06' 40"
			久美浜湾沖 (606-02)	京丹後市		○		N 35° 39' 17" E134° 54' 57"
久美浜湾	久美浜湾	AⅡ ⅡⅡ	湾口部 (607-01)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 54' 02"
			佐濃谷川流入点 (607-51)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 55' 02"
			神崎地先 (607-52)	京丹後市		○		N 35° 37' 35" E134° 54' 40"
			湾奥部 (607-02)	京丹後市		○		N 35° 36' 45" E134° 54' 02"

注) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)の改正により、平成14年4月1日より緯度及び経度の表示が世界測地系に変更されたため、測定位置の緯度及び経度に変更されています。(測定位置自体は変更していません。)

○ 地下水調査機関

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
概況	京都市	2926			○
		3827			○
		5444			○
		5542			○
		5740			○
		5743			○
		5841			○
		5945			○
		6042			○
		6143			○
概況	福知山市	2010		○	
		2209		○	
		2410		○	
		2511		○	
概況	舞鶴市	1319		○	
		1418		○	
		1618		○	
		1720		○	
概況	綾部市	2412		○	
		2413		○	
		2414		○	
		2514		○	
調査	宇治市	6645		○	
	宮津市	0714		○	
		1112		○	
		1213		○	
		1313		○	
		1413		○	
1415		○			
調査	亀岡市	3922		○	
		3924		○	
		3925		○	
調査	城陽市	4731		○	
		6743		○	
		6744		○	
		6843		○	
調査	長岡京市	6441		○	
	京田辺市	4730		○	
		4831	○		
調査	南丹市	6842		○	
		2624		○	
		3222		○	
		3419		○	
調査	木津川市	3522		○	
		5034		○	
		5131		○	

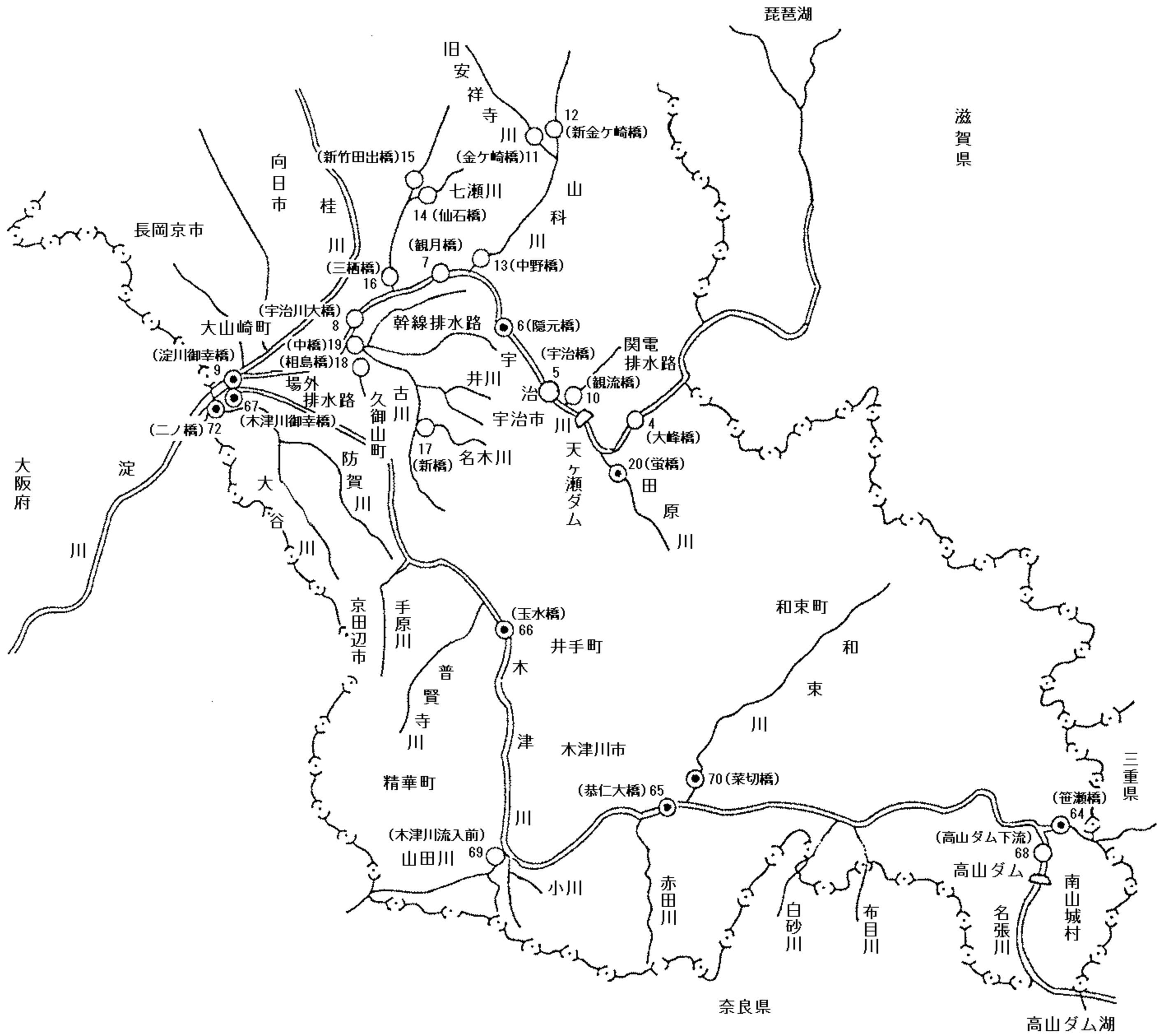
測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
概況調査	大山崎町	4427	○		
		6540		○	
	久御山町	6642	○		
	和束町	4736		○	
	精華町	5130		○	
	京丹波町	3016		○	
		3019		○	
	伊根町	0414		○	
		0415		○	
		0615		○	
		0715		○	

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
定期モニタリング調査	京都市	3827			○
		5542			○
		5642			○
		5643			○
		5644			○
		5742			○
		5744			○
		5840			○
		5841			○
					○
		5842			○
		5843			○
		5844			○
		5940			○
		5941			○
		5942			○
		5943			○
		5945			○
					○
		6040			○
		6041			○
		6042			○
		6043			○
		6045			○
		6141			○
		6142			○
		6143			○
		6145			○
		6241			○
		6242			○
		6243			○
					○
		6342			○
	6343			○	
	6344			○	
	6441			○	
	福知山市	2409		○	
		2508		○	
		2509		○	
		2511		○	
	舞鶴市	1415		○	
綾部市	2413		○		
			○		

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
定期モニタリング調査	宇治市	6443		○	
		6444		○	
				○	
		6545		○	
		6643		○	
				○	
		亀岡市	3818		○
	4122			○	
	城陽市	4731		○	
	長岡京市	6340		○	
				○	
	八幡市	6640		○	
				○	
		6741	○		
	京田辺市	4830		○	
	京丹後市	0803		○	
		0808		○	
		1002		○	
	南丹市	2921		○	
		3121		○	
	木津川市	4932		○	
		5032		○	
		6642		○	
	久御山町	6742		○	
		6742		○	
	井手町	4731		○	
	和束町	4736		○	
	京丹波町	2617		○	
		3119		○	

汚染範囲確認調査	福知山市	2409		○	
				○	
				○	
			2411		○
			2509		○
					○
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
			2511		○

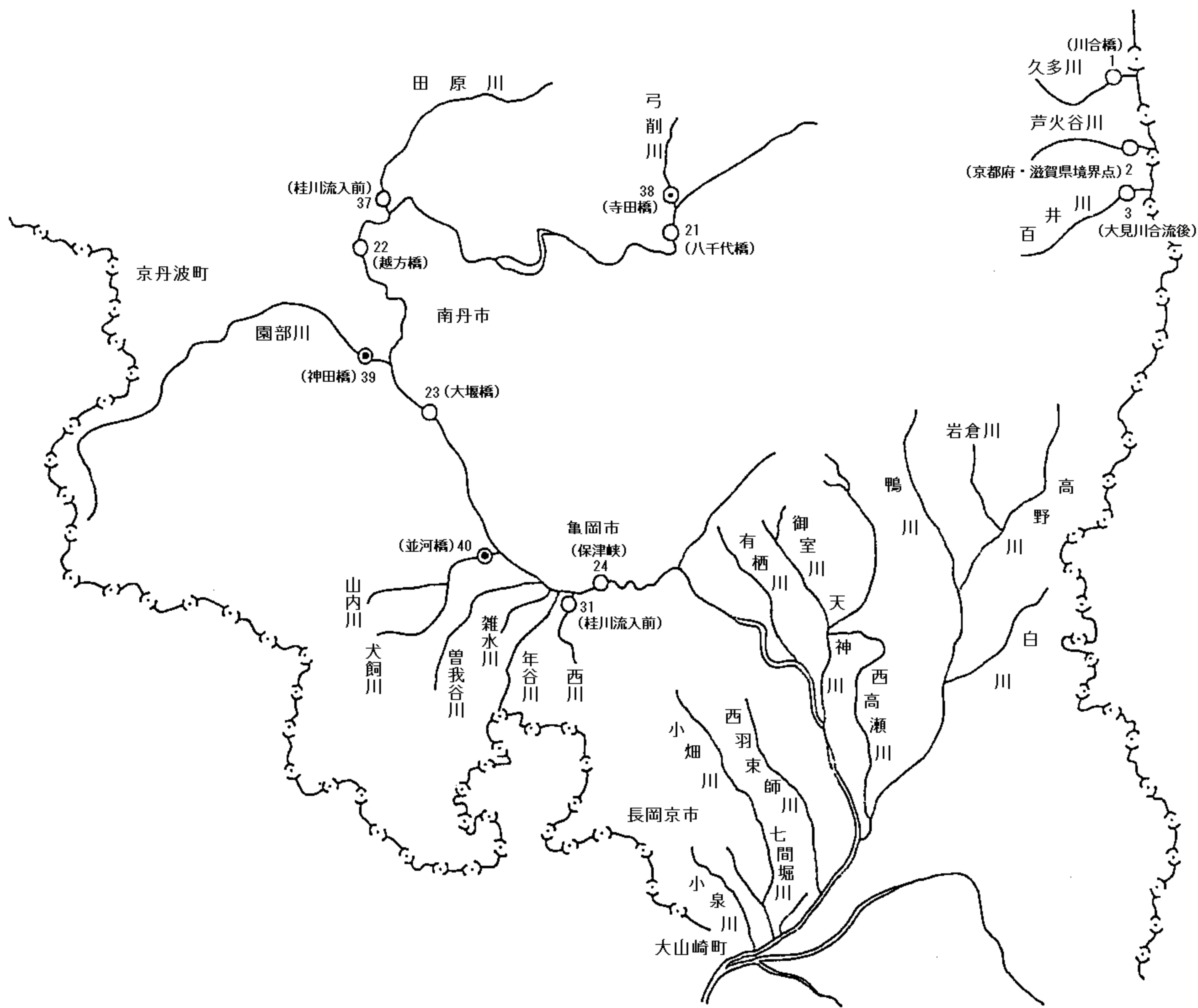
別図1 公共用水域水質測定地点



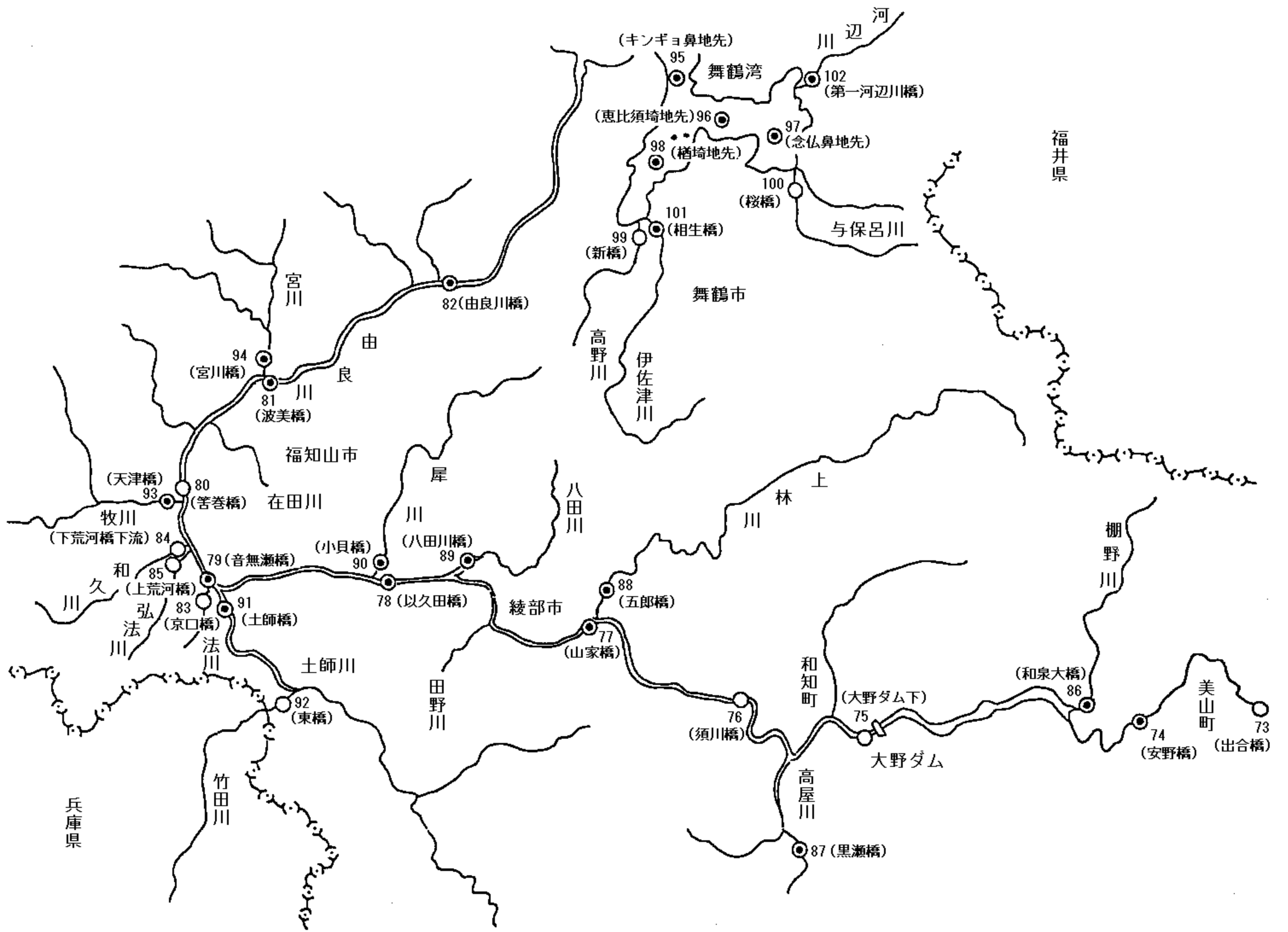
凡例

- 1 番号は測定点番号、()は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準値点を示す。

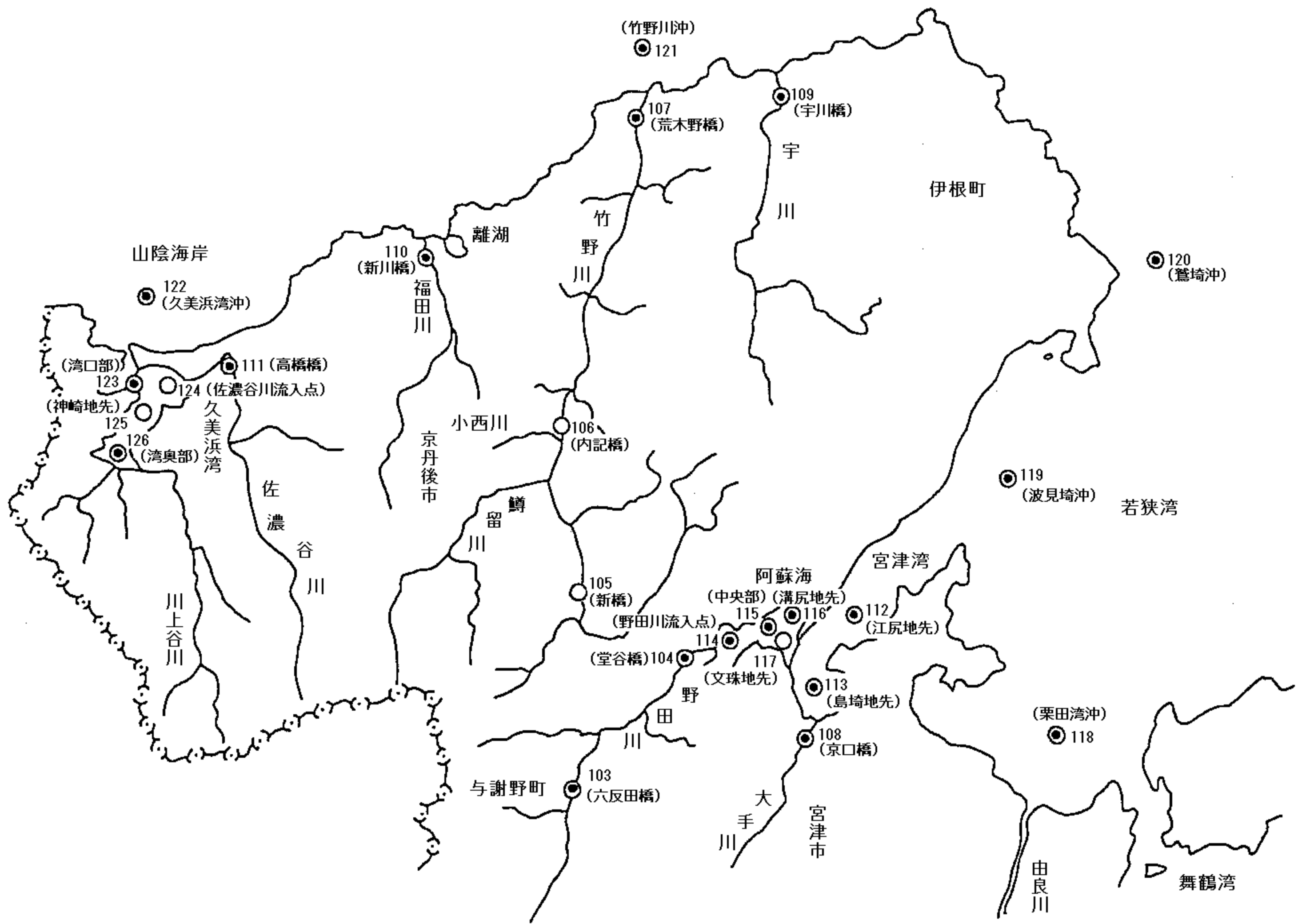
測定地点(1)



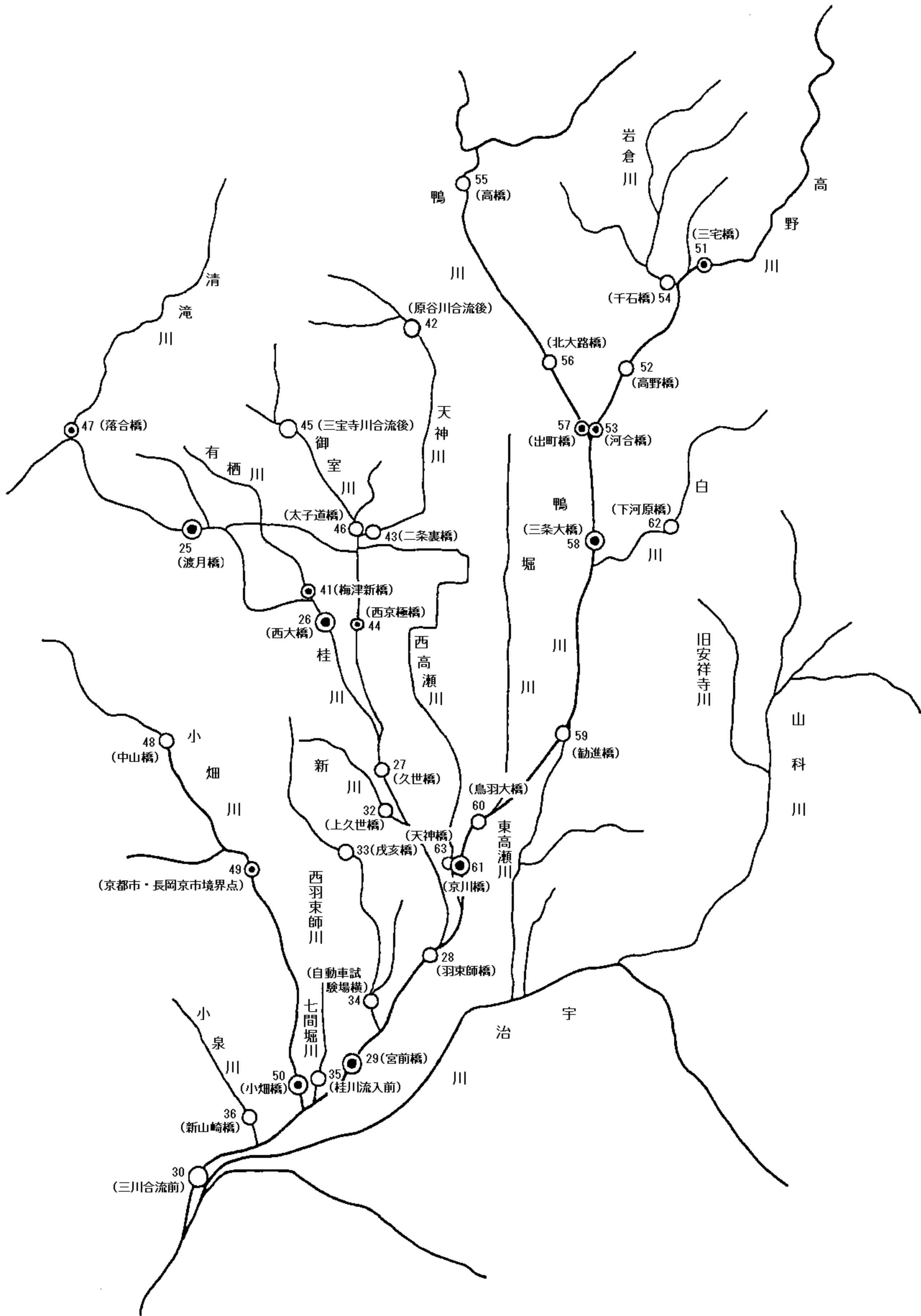
測定地点 (2)



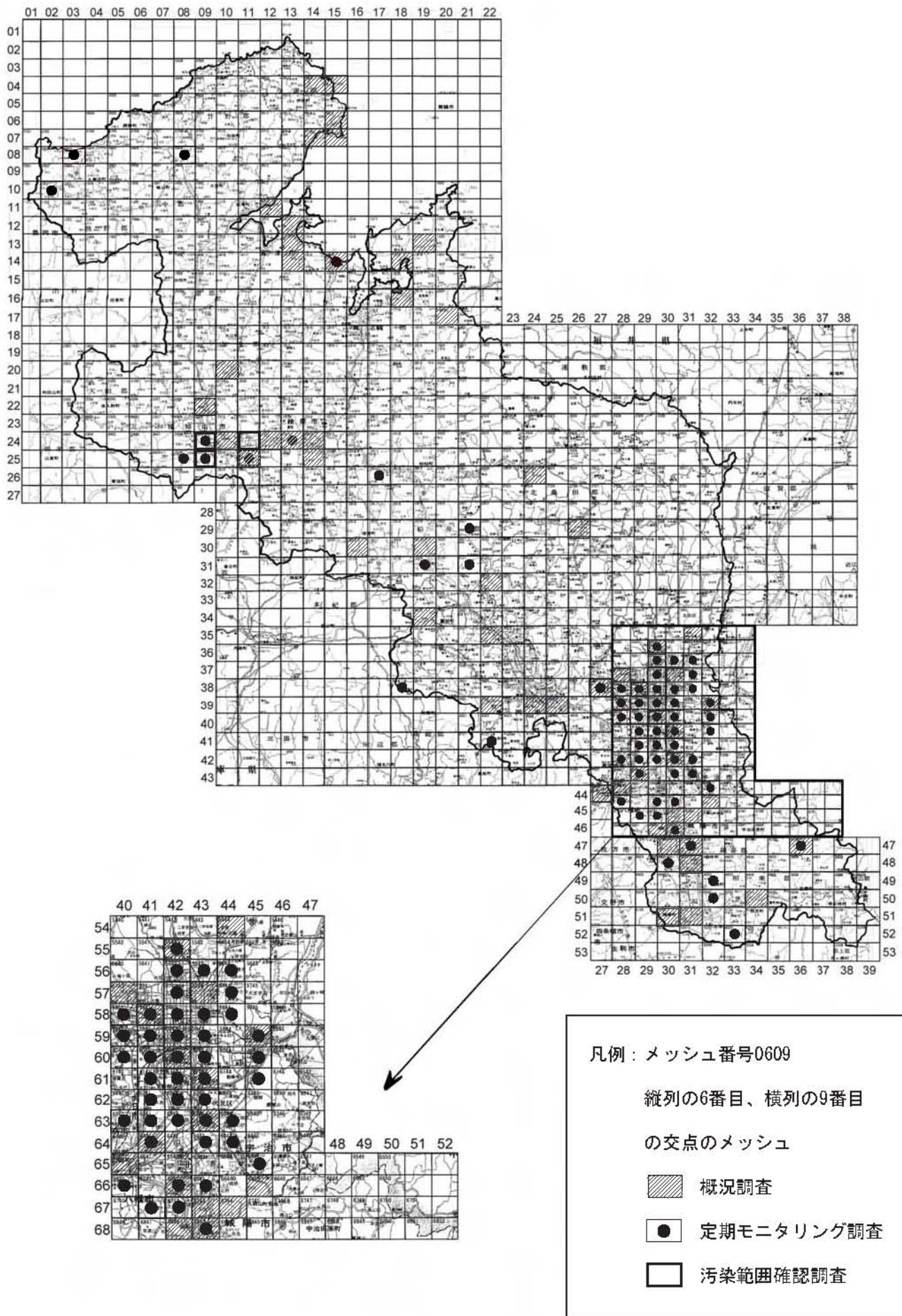
測定地点 (3)



測定地点 (4)



測定地点 (5) (京都市内詳細図)



別図2 地下水水質測定地点

平成 2 0 年度版 公共用水域及び地下水の水質測定結果

平成 2 2 年 1 月 発行

編 集 行 京都府文化環境部環境管理課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL(075)414-4711 (直通)
